

平成 25 年 9 月 18 日（水曜日）

（会議第 5 日目）

応招議員

1 番	小 松 孝 年	2 番	小 永 正 裕	3 番	西 村 將 伸
4 番	坂 本 あ や	5 番	亀 沢 徳 明	6 番	宮 地 葉 子
7 番	矢 野 昭 三	8 番	山 崎 正 男	9 番	藤 本 岩 義
10 番	明 神 照 男	11 番	森 治 史	12 番	宮 川 徳 光
13 番	池 内 弘 道	14 番	濱 村 博	15 番	下 村 勝 幸
16 番	山 本 久 夫				

不応招議員

な し

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壯
総 務 課 長	武 政 登	情報防災課長	松 本 敏 郎
税 務 課 長	金 子 富 太	住 民 課 長	松 田 春 喜
健康福祉課長	宮 川 茂 俊	農業振興課長	野 並 誠 路
まちづくり課長	森 田 貞 男	産業推進室長	森 下 昌 三
地域住民課長	村 越 豊 年	海洋森林課長	浜 田 仁 司
建 設 課 長	今 西 文 明	会 計 管 理 者	濱 田 啓
教 育 長	坂 本 勝	教 育 次 長	畦 地 和 也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 小 橋 和 彦

議 事 日 程 第 5 号

平成 25 年 9 月 18 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 一般質問

議 事 の 経 過

平成25年9月18日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従いまして議案審議を行いますので、よろしく願います。

教育次長から発言を求められております。

これを許します。

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

おはようございます。

昨日の森議員の再質問の中で、大方あかつき館ホールの明かり取りの窓をコンパネでふさいでいるのはどう
いう理由かというご質問がございました。お答えしたいと思います。

ご指摘の窓は、あかつき館レクチャーホール舞台下手にあります高さ5メートルほどのところにあります、1
畳ほどのガラス窓のことだと思います。この窓には、建物の完成時からブラインドが取り付けられていました
けれども、平成22年ころ、レクチャーホールでのイベント開催時、遮光のため閉じようとしたところ作動しな
いため、やむなく窓の外側からコンパネを張り付け対応したものが、現在までそのままの状態に残されている
ものでございます。

その後、取り除かれぬままホールが使用されていることを考えますと、この場所には特に自然光を取り入
れる必要性はないのではないかというふうに考えますので、今回の改修工事実施設計時にこの窓の必要性をい
ま一度検証致しまして、必要ないものであればこの際、遮光シール等で加工することも検討したいと考えます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで教育次長の発言を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、下村勝幸君。

15番（下村勝幸君）

おはようございます。

それでは、今朝一番また質問をさせていただきたいと思えます。

冒頭ちょっとお断りしたいと思えますが、今回、私の質問はマル1からマル3まで一括して質問する形式を
当初考えてましたが、やはり内容がちょっと複雑になりましたので、できれば1つずつ質問を分けたいと思
いますが、議長、そのようにしてよろしいでしょうか。

（議長から「はい」との発言あり）

今、議長の方からお許しいただきましたので、そのように質問させていただきたいと思えます。

そしたら、まず1つ目から入ります。

今回は人口減少の問題について取り上げています。

8月29日の高知新聞で、本県の人口減少率が0.9パーセントで全国4番目の高さであると報じられました。そこで、高知大学の中澤准教授の助けを借りて、黒潮町のその人口の簡易推計を行ってみました。これは国勢調査に基づく推計ということです。

それによると、黒潮町の人口は今から7年後の2020年、平成32年になりますが、このときには1万人を割り込み9,710人。さらにその15年後の2035年、平成47年になりますが、そのときには今の半分の6,177人になるという、これは自分なりの、私がやった推計ですけど、その結果が出ました。

黒潮町総合振興計画の中では、目標人口を2017年、今から4年後になりますが、そのときに1万2,000人ということにしておりますが、実際はそれよりはるかに早いペースで人口が減少しているように思われるということです。

それで、まず1つ目の質問になりますが。町行政のすべてのその指針の基本になる人口であります。行政の施策にこうした推計数字はきちんと織り込まれているのか。もし、織り込んでいけるとするならば、どういった根拠のものかということでもあります。

それで、今朝一番でちょっと皆さんに資料をお配りさせていただきましたので、その資料について先に説明したいと思います。

これ5ページの資料になりますけど、資料1、最初の分ですね、5分の1の所が。これが2005年から2010年にかけて国勢調査に基づいて人口の推計出たわけなんですけど、そこの変化率に応じて5年単位でどういふふうに変化していくかというのをですね、これは高知大学の先生の力借りながら、こうまとめたものです。

これが先ほど述べたようにですね、2020年、9,710、2035年、6,177という数字が。これはあくまでも簡易的な、変化率に対しての推計ですので、このぐらいの数字が出たということです。

次のページめくっていただいて、資料の2になります。5分の2ページ。5分の3ページがその詳細になりますが、まず5分の2ページの方から。

これがですね黒潮町の、これは国の機関になりますけど、国立社会保障・人口問題研究所という所が推計を発表してるものです。これは平成25年3月推計ということで、インターネット、ホームページ上でも出てる分なんですけど、これによりますと私の推計よりも少し違ってまして、2020年で1万310人、それから2035年で7,518人ということで、私の推計が2002年9,710、それから国の方が1万310ということですので。そうですね、大体600人ぐらいですか、の誤差が出てるといことになります。いすれにしても、2020年で1万人前後、2035年で7,500という、かなり、自分たち黒潮町民にとったらですね、将来憂うべきとか、かなり憂慮すべき数字がこの資料から見て取れます。

資料3についてはまた後ほど説明したいと思います。この資料の結果などを基にですね、またこの一般質問の中では続けていきたいと思いますが。

それで、冒頭の質問にちょっと戻りましてですね。

町行政としたら当然のことながら、今、私が紹介したようなこういう資料を基に推計はされていると思えますけど、今現在どういう形の推計の下に黒潮町の人口を予測して、いろんなものに反映していつてるのかということ、まずこの点だけご説明いただけますでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

おはようございます。

それでは私の方から、下村議員の人口減少問題についてのカッコ1につきましてお答えさせていただきたい

と思います。

町行政の推進に当たりましては、人口推計を基にさまざまな施策を講じていくことが基本であるというふうに思っておりまして、下村議員の考え方と同様の考えをされているというふうに思っておりますが、町が行政を推進していくためにはですね、将来構想、また将来計画が大事になってまいります。そのため、平成20年6月に町の最上位計画である黒潮町総合振興計画を策定し、現在これを基にさまざまな施策、事業を実施しているところでございます。この計画策定に当たって基本となるのが将来の人口推計でございますので、人口推計を盛り込んだ計画というふうにはしております。

現在、国が使っております人口推計の出し方には、コーホート変化率とかコーホート要因という二通りがあるようでございますけれども、この総合振興計画にはですね、この推計方法は使っておりません。独自で推計した数値を使っております。その推計方法は下村議員から申されましたように、が基本になっておりますけれども、5年ごとに調査があります国勢調査の人口を基に人口推計を出しております。従って、コーホートで出した推計等と町が出した推計では多少数字が違ってくるというふうに思っています。

しかし、そういった数字の問題はありますけれども、いずれにしても大きく減少しておるということには変わりございませんので、この計画の推進に当たっては、そう問題となるような数値ではないというふうに考えているところでございます。

このような総合振興計画では独自の人口推計を致しましたが、これがすべてではなく、平成20年12月に出された国立社会保障・人口問題研究所の日本の市町村別将来推計人口の人口データも参考にしながら、現在、行政施策の反映に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

今、副町長答弁あったとおり、今のその人口推計。特に国立社会保障・人口問題研究所が出されているような推計を基にですね、町独自の分もあるということなんですななんです、推計されているということでお聞きしました。

それで、今のお話の中にあった、その総合振興計画のお話。これが黒潮町の中ではすべての基本になるというお話で、副町長の方からもありましたが。ちょうど今回、その第1次のその総合振興計画がちょっと見直しになってまして、この中にちょうど第2章の目標人口の中で、タイミングよくというかですね。私がこれを取り上げようと思って、もしかしたらここらへんでその目標人口の変更なりかかってくるのかなというふうに自分の中では思ってたんですが、この目標人口の記載の中にですね。

例えば、これ、つくられてからちょうど10年後の2017年、平成29年度における本町の人口は1万1,290人程度と推計されるという文章があって、その後、2017年、平成29年度の目標人口を1万2,000人とするという、まあそういうふうに。

1万1,290に対して1万2,000にするという、ある意味本当の目標的なその人口が出されたわけなんです、そのいわゆる根拠ですね。1万1,290と1万2,000のその根拠、差の根拠ですね。そこらへんは行政としてどういうふうに考えられてますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

まあ、差の根拠。平成 29 年が、今、議員が申されましたように 1 万 1,296 人を一応推計致しまして、目標を 1 万 2,000 ということにしておりまして。これはあくまでも目標ということでございますが、その根拠はですね、現在、県も積極的に取り組んでおります移住政策といえますか、そういったことを町も積極的に取り組んでいって、こういった目標、できるだけ人口減少を緩やかにしていこうということで目標数値を立てております。

若干この計画どおりにいってない部分もございますけれども、目標ということで高く掲げたというところがございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

今、副町長答弁いただいたのでですね、自分も多分そういった目標を高く掲げてという、ちょっとある意味その精神論的な、これに向かうぞというその気構え的なもので答えがあるのかなというふうに自分の中でも思ってたんですが。ちょっとやっぱり、ちょっと失礼な言い方かもしれないですけど、やっぱりその精神論的な、ここに何としましてもやるぞという、その気構えだけでは実際のところ、なかなかその達成に至るのかどうかというのは、ちょっといささか不安な部分があります。

移住政策のことというお話もありましたけど、その今、特にこの津波の防災関係で、かなりこの黒潮町自体がですね、ある意味ちょっとマイナス的に 34 メートルでちょっと有名になってしまいましたので、そういった意味で、少しく、この町に移住してくるのはというのは、以前に比べれば思う人たちも減ってきてるのではないかなというふうには簡単には推測つくわけなんです。そういった意味においてですね、ここを副町長が今言われるように、うまくいけばいいかなというふうにも思うんですが、そのらへんはちょっと疑問が残ります。

それで、こういうところを細かく突っ込んでもしようがないんで、次ちょっと考えてみたいんですが。

今回示された、ちょうど第 4 次の財政シミュレーションの中でも変更されてる部分がありまして。平成 28 年度からその人口減による影響ということで、年間大体 2,500 万円から 6,500 万円を平成 34 年度まで毎年その減額していく予測として、この財政シミュレーション上には出てきます。で、その財政シミュレーションの方ではその人口減がこういうふうになっていくであろうということをシビアにとらえて数字を入れながら、先ほど副町長がお答えになった、黒潮町の一番のそのベースになるこの総合振興計画の方が変わってないのがですね、私としたらその整合性の部分でいまいち納得のいかないという部分で。

このあたりどういうふうにお考えになってるのか、答弁いただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

確かに財政シミュレーションは、これから人口減少を基本にしてやっておりますが、いわゆる財源の基になる歳入は相当やっぱり厳しく見込まないといろんな変化に対応できませんので、入の方は厳しくということで見込んでおりますので、そのへん相当の開きはございますけれども、そういう根拠で財政の方はつくっておるというところがございます。

いずれにしても、その気構えじゃいかんという話でございますけれども。やはり目標というのはある程

度、我々行政としては高く持って、みんなにそういう意識を持ってもらうて取り組んでいただきたいということで、相当、目標を高くしておると。なおかつ、前回と変えておりませんので、若干その部分、指摘される部分もあるかと思えますけれども、そういうことでご理解を賜りたいと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

まあ、歳入は厳しく見込むということでありましたけど、できれば人口減も厳しく見込んでいただきたいと思えます。

というのが、後ほどまた質問を入れようと思ってるんですが、この人口の減少によってですね、町の本当に、振興計画にあるとおり、すべての施策において、その人口の減少の影響が出てくるわけですので、そのあたりですね。これだけの歳入減を見込んでいるのであればですね、その部分ももっとシビアにちょっと見ていただきたいというふうに思うわけです。

それで今のはですね、ちょっとちらっとお話ししましたが。その振興計画自身が、やはりちょっと自分の中で少しこう軽く見られてるのではないかなというのを、今回のそのシミュレーションの数字の出方と、この振興計画に出てくるその精神論的な、1万2,000人で頑張るぞという部分とがもう少し、ここはやっぱり数字の部分ですので、シビアな扱いが要るのではないかなというふうに思いますが。

このあたり、この振興計画の中でそういうシビアな数字を入れていくということは、今のところ考えは変わってないでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

振興計画はあくまでも目標でございますので、財シミュも当然そういった目標的なものもありますけれども、総合振興計画というのは相当その総花的といいますか、ある程度なっておりますので、そういった部分でこの数字。いろいろ考え方はあろうかと思えますけれども、現在のところこのままでいってもいいのではないかとこのように考えておりますけれども。

今、この見直しを皆さんにご意見いただくように審議していただいておりますので、そのへんを含めてちょっとまた考えてみたいと思えますけれども、そういった状況で、ある程度この部分につきましては高く持っていくたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

今ちょうど審議中ということですので、ぜひこの振興計画についても、やっぱりもう少しきちんと丁寧に、ぜひ向き合っていたきたいというふうに思います。

それから、ちょっと細かくその根拠の部分少しだけ、くどようですがこだわっておきたいんですが。

私の方から以前からですね、これは町長に対してということで質問をしておるわけなんです。そのさままな、今、町の中で行なわれているその事業についてですね、やっぱり目標数字。この事業をやることによって、例えば今回の新産業創造事業でも結構なんです。この事業をやることによってこれだけの雇用が生まれるとか、こういうふうに町に波及効果があるとかいうような、いわゆる目標数字。その根拠のある数字をです

ね、ぜひ自分たちにも示してほしいということを書いてきたわけなんです、その今言われる1万2,000人という目標に向かっていくのであれば、その目標根拠になるものをできたら。例えば、こういう産業の中でこれだけの人口減がカバーできるとかいう部分があるのであればですね、それをぜひ僕は町長の方から提出していただきたいと思うんですが。

町長、そのあたりいかがでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

以前からご質問いただいておりました全体につきましてはですね、目標数値は盛り込んでおりませんが、3月の全員協議会でお示しさせていただいたところでございます。

それから、一つ自分たちが気を付けなければならないのは、あくまでも住民の皆さまのために政治をやるわけで、行政をやるわけで、今、住民の皆さんが最大求められていることは何かということは必ず留意しなければならないことであろうかと思っております。

さまざまな推計であるとか計画策定には相当の労力を要することは言うまでもないところでございます。現在そちらに労力を割くのか、あるいはもう喫緊の課題としてもう目の前に突き付けられている南海地震対策であったりとか、あるいは福祉課題であったりとか、あるいはさまざまな大型事業をどうやって動かしていくのかとか。こういったところを優先順位を付けて、しっかりと業務判断をしていかなければならないフェーズになろうかと思っております。

先日も答弁申し上げましたように、黒潮町、大変特異な立場に今置かれていると、自分はそういうふうには認識を持っていますし、執行部の方も多分共通認識であろうかと思っております。そういった中で、今最大限、住民の皆さんに求められているのは、まず事業を進ちょくさせていくことであると、自分はそのように認識をしてるところでございます。しかしながら、さまざまな予算を提案させていただいて、議会に判断を求めるわけでございますので、一切そういった検証ができないような、そういったような予算の提出の仕方もいかようかと思っております。

全部ということにはなかなかならないかも知れませんが、少なくとも町政、将来を左右するような大きな事業については、少し数字も盛り込んで検討させていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

人口自然減が続いていく、その現在の状況において自分が思う、町長がその導く政策によってのみ、その人口減を食い止めることができる可能性があるというふうに自分は思っています。

ですので、今後どういうふうにしてこの人口を維持していくのかということですね、先ほど町長答弁ありましたけど、ぜひ今後そういった根拠を含めてですね、こういうやり方をしながらこの町を、人口減が続いていくのはしょうがないかもしれないけれども緩やかにしていくとかいうような感じでお示しただけなら、皆さんが納得する形になるんじゃないかなというふうに思います。

それから今回、町長ですね、次期町長選への出馬を表明されました。それで、そのときに町長が言われた言葉の中に、これまでの自分の働きについては町民とか議員の方からその評価を受けるのは、もうそちらの方に任せするというふうな趣旨の発言あったと思っております。こういうことをきちんと正確に評価していくためにもですね、こういった結果、数字が私は大切になると考えています。

ですから、町長が自分の施策の中で、自分の思いの中でこういうことをこの町のためにやりたいという大きな目標の中で、自分が掲げたその目標と、自分が頑張ってきてきた、また町民、また職員の皆さんに協力を仰いでやってきたその結果とですね、最終的にその評価をされる時も、そういった具体的な数字というのは私は絶対に必要であるし、当然、自分の責任において町民の皆さんに見せるべきというふうに思いますが。

そのあたり町長、どうお考えでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先般の池内議員のご質問にも答弁させていただきましたように、議会からの評価といたしますか、判断は受けるべきであろうかと思っております。しかしながら、まだまだその評価をいただく、判断をいただくための情報の提示ができていたとは言い難いと思っております。

先般も答弁申し上げましたように、いずれの段階では評価をいただければならないと思っておりますので、また整理をさせていただければと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

ちょっと今のところ、整理をさせていただくということなんですが。

何かそういった評価をできるようなですね、評価というか自分たちが判断できるような、自分が行政で行ってきた結果というかですね。こういうことに、ある意味今までと違う形の効果が表れたとかいうようなそういった資料的なものは、そしたら提示いただけるということで考えてよろしいのでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほども申し上げましたように、すべての事業でとか、全体像がどこまでの確に表現できて、判断材料としていただけるかはちょっと自信がないですけれども、さまざまなご質問とかご指導賜りながら、こういった分野についてということを整理させていただいて、提出させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

そのあたりぜひいろんな形で、やっぱり町長の今までの働きについて本当に評価する部分というのは多数あると思いますし、やっぱり正当な評価を受けるような形のためにもですね。私、個人的にはぜひそういった部分、自分の今までのその4年間総括してですね、いい形で見せていただければというふうに思います。

それで、国の推計でも、私の推計でも、今のままであれば確実に年間200人前後のその数値において、黒潮町の人口は減っていくという、今のこの推計結果ですけど出ております。先般の総務委員会の中でもちょっとお話ありましたが、例えばその今、国からの交付税額を、まあ一律ではないと思っておりますけど、およそ20万円ぐらいの金額であるとするならば、年間その200人において計算しますと4,000万円ぐらいが、いけば交付税が減されていくと。会社で言えば損失が出ていくと。まあ損失という言い方はあれかもしれないですけど、4,000万円自体が減っていくということになります。この数字というのはですね、例えば毎年、この役場の今職員の皆さんが約2百数名おられると思っておりますけど、この役場の職員全員が毎年毎年いなくなっているのとおんなじ

数字に当たります。

私はですね、ちょっと考えていただきたいのは、当然将来、人口が減ってくれば職員の数も当然それに連れて減っていくということは、当然、当たり前のことのように起こるわけなんですけど。その職員自身が、そういう人口減に対する危機感をお持ちになっているのか。また、執行部からそういった職員に対する指導を今までしてきたのかどうか、そのあたりどうでしょう。

お話しされたりとか感じる部分で構わないと思いますけど、危機感の部分、答えていただけますか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

人口減少問題の、職員が危機感を持つてるかということでございますが。

実は私も、この人口減少問題については大変危機感を持っておりまして、これまでもいろんな職員との話の中でもしてきましたけれども、今年の4月の執行機関会議で人口減少問題を考える1年にしましょうというような提案もさせていただきまして、職員がこの人口減少問題を共有していこうよという話をさせていただきました。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

今年4月において、そういうお話しされたということですので、職員の皆さん当然のことのようにですね、例えば自分の職場が縮小していくという、本当に危機感を持って臨んでいかれるというふうに、自分は前向きに考えて今お聞きしました。

副町長、ぜひそういった意味において、もう人口が減っていくと本当に、ねえ。極端なことを言うと、自分たちの職場においてもいろんなことが発生するよという、自分のことのようにやっぱり考えてもらって対応するという、その基本の部分をぜひ忘れないような指導もしていただきたいと思います。

それで、ちょっともうだんだん話が具体的なところに来ますので、2つ目の質問に移らせてもらいます。

2つ目が、特に長期にわたる財政シミュレーションや未来のまちづくりのための公共施設の配置等には非常に重要な要素であると思うがどうかと。また、人口減少が続く黒潮町の将来をどういった町にするイメージでとらえているのかというのが2つ目の質問です。

今、1つ目のところで、その人口の推計が町にとっても大変大きな意味を持つということはお話ししてきましたし、執行部も同一の考えであるということは理解できました。それであるとするならばですね。行政であるなら、その各集落レベルでの人口予測というのも当然立てられていると思いますけど、実際にそういった細かい、もっとミクロの単位のそういう人口予測というのも立てられているんでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

下村議員の2番目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、通告書に基づきまして、少し答弁もさせていただきたいといひますか。

議員のご質問のとおり、財政シミュレーションの策定や公共施設の整備、配置には、将来人口を考えて計画を実施することが大変重要であるというふうに考えております。従いまして、第4次の財政シミュレーション、先ほど言いましたけれども9月3日の全員協議会でお示しさせていただきましたが、この策定に当たっても、

当然、人口減少や各施策を考慮したものというふうに考えております。

そういった中で、この人口減少を食い止めることは率直に言って大変難しい問題であるというふうに思っております。そのために人口減少社会の対応について対策を講じるということが必要というふうに考えております。従いまして、そのために総合振興計画の基本理念、構想を中心に据えて、計画に定めます重点施策をはじめ、さまざまな施策を積極的に推進しているところでございます。

それから、将来のイメージということでございますけれども、大変難しい問題でございますが、抽象的になりますが、住民の皆さんが生き生きと充実した生活を楽しむことができ、元気で安心して生涯を暮らせる町を考えてるといったところでございます。

それから、先ほど質問にありました、集落を考えての施策を、計画を立ててるかということでございますけれども。来年度、26年度の計画といたしますか、を立てる段階で、まずサマーレビューというのを各課で今やっております。すべてはまだ済んでおりませんが、そういった中にはですね、そういった集落の将来人口推計を出しながらやっておる所もございまして、できるだけそういうことも考えながらやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

今、副町長答弁いただいたように、この人口減少を食い止めるということは本当に国レベルでもなかなか難しいし、ましてこんな小さな市町村でここを考えていくというのは本当難しいことだと思います。

26年度のその計画立てる段階で、その集落の人口も考慮に入れながらということお話ありましたので、ぜひそういった細かい部分の、ちょっと目配りもしていただいて、考えていただきたいと思います。

それで、この人口推計の、先ほどからお話出ましたけど。その2020年、平成32年ですね。国の出したその資料によると、人口はそれでも約1万人ぐらいに減るであろうと。2035年、平成47年には、人口7,500人ぐらにはなるのではないかとというふうな、やっぱ推計は出てます。

それを、先ほどどちらと交付税の関係のお話ししましたが、例えば毎年200人減でいくとするならば、年間で全体4,000万円の減。10年で2,000人が減れば4億円の減。それから、今と2035年比べて、例えば4,500人も減ってしまうと、そうすると交付税額で9億円の減と。これは単純に一人20万円ぐらいの平均でということを出したもので、もちろんこうなるわけではないと思いますが。でも、やっぱり人が減っていくとそれだけのですね、予算枠自体も当然のことながら減っていくということがまず当然のことで考えないといけない部分です。

だからこそ、今自分ここで言いたいのは、それに合った今現在の町の予算、これがあるうちにですね、やはり未来のための投資ですね。未来のためにやるべきことを今の段階で、この予算が今ある段階でやっぱり考えて。特にですね、例えば将来のその子どものその人口動態。子どもが増えるという町行政として見込みがあるのであればまた別なんですけど、今現在のように子どもの数が減少していくというような状況にあるならば、早いうちにですね。例えば保育所の配置の問題であったり、小中学校の未来図であったり、さまざまな部分にもう少し現実的なものを置き換えながら、町としても準備をしていく、対策を練る必要があるのではないかとというふうに思います。

それから同様に、今度は高齢者の部分なんです。この高齢者施設の在り方もですね、この数値がやはり基礎になっていくと自分は思ってます。ですので、こういう考え方を基にですね、先ほど副町長答弁いただいた

んですが、その黒潮町のいわゆるゾーニングですね、配置計画であったりとか、そのきちんとした、こういうふうな人口減社会の中ではこういうふうに配置して、このエリアをこういうふうにカバーしていきましようとかいう部分が具体的なそのイメージで、今現在、細かいものは当然ないと思いますけど、そういった部分で考えられているのか。

また、今ちようど防災対策をやられてるわけなんですけど、そういった防災行政の中でやる部分と将来の未来図と併せてですね、こうした部分も十分に考慮を入れながら進めていくべきであると思いますけど、そのあたりいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど副町長が答弁申し上げたように、今夏、サマーレビューをやらせていただきまして、人口推計については特に健康福祉課の方で取りまとめていただきました。

先ほど地域別のというお話がございましたが、大きく分けて佐賀地域という地域の人口密集地。そのほか、高齢化の高い11地域につきましては、平成37年の人口推計を出し、高齢化を出して、今後の福祉の構成というものをあらかじめまとめたところでございます。

それから、将来の投資でございますけれども、実はこの健康福祉課が最大の問題ととらえているのは、人口減少もちろんなんですけれども、いわゆる年齢構成、年齢別ピラミッド、この形が非常に憂慮すべき事態であるというのは健康福祉課の判断でございます。

これを総合的に判断して、健康福祉課の方からはさまざまな対策の根幹に産業振興を据えてくださいというようなことが、実は健康福祉課から挙がってまいりました。おっしゃるとおりであると思っております。これが大体これから進めていかなければいけない大きな方向性だと思います。

それからもう1つは、人口減少。これまで答弁ございましたように、なかなかその現象を食いどめるといふことは難しいとは思っております。

そしてもう1つ忘れてはならないのは、人口減少が進もうが進むまいが、今お暮らしの皆さんの生活の質の向上。これは間違いなく優先順位としては高い所に位置すべきであると考えてございます。しかしながら、人口が減少することによって今後生じてくるであろう課題。こういったものに先手を打っていくといったようなことは、これも大変重複した答弁になりますけれども、例えば今進めております福祉ネットワーク構想。これなんかはそれから派生したものであって、とにかく完全に公的なサービスの提供ということではなくて、地域の自立であったり、あるいは共生を促すような、そういったモデルと福祉を組み合わせる必要があるであろう。これは将来にわたって継続できる。そういった体制づくりということを念頭に置いてございます。

後ほど健康福祉課長の方から補足していただけるといいと思いますけれども、かなり福祉サイドの方ではしっかりとおまとめいただいたと思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

健康福祉課の方の課長の方ということですので、じゃあ次、ちょっと質問してから、よろしければ答弁いただけたらと思います。

今、町長が答弁いただいたことを、全く私もおんなじように考えてですね。今、健康福祉課長の方というお話だったんですけど、自分もそこに絡めてちょっとお話を、質問してみたいと思っておりました。

というのが、この春からですね、今年なんですけど、秋にかけて、自分、個人的にですけど、県内の買い物弱者等についてですね、いわゆる買い物難民的なものについて調査をしてきました。その結果からやっぱり分かったことはですね、その中山間地域にある所の市町村特にそうなんですけど、その中の特に周辺部の方が、やはり確実にその買い物難民的な状況に陥っていくというパターンがやはりあります。

それで黒潮町の場合、実はどういう状況かなというのを、かなり前になりますけど健康福祉課長の方にお伺いしたことがあるんですが。そのときにはやはり今整備されているような、あったかふれあいセンター的なその施設が買い物に困っているおじいちゃんおばあちゃんを助けてあげるような施策であったりとかですね。まだ実現はしてないと思いますけど、そういった施設の中に、日ごろ腐ったりしないような日常生活に使うための、例えばトイレトペーパー的なものであったりとかそういったものを買えるような購買のためのその施設を準備していくような、そういったことも将来は考えられるかもしれないというようなお話もいただきました。

それで、自分もやはりそのあたりぜひ。先ほど、集落単位でのその調査は行われてますかというふうに聞いたのはですね、このあたりのことがあって聞いたわけなんですけど、やはり人口減少が進んでくると今言われたように、その周辺部の地域からどんどんどんどんそれは顕著になってきますし、そうやってきて。なったから、じゃあ何とかしたい、しなければというのではやっぱり遅いので。できるだけそういうのを、この人口推計予測の下に早め早めで手を打っていくというのが大変重要な部分であろうというふうに自分も思っていました。

その部分ですね。先ほど町長が、健康福祉課長が対応していると。まあ健康福祉課長、ごめんなさい。健康福祉課長の方でその対応している事例があるというようなお話ありましたので、答弁できるような内容であればぜひお答えいただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

急なご質問で、どういうふうにお答えしていいのかよく分からないんですが。

今年のサマーレビューということで、各課の課題についてとりまとめたものがこれです。

見ていただくのが一番早いかもしれませんが、うちとしてやっぱり一番問題と考えているのが、その見事な逆三角形になるところだと思います。

当然、高齢者の数も多くなり、逆に年少の世代はすごく小さくなって、見事な逆三角形を描くというところで、子どもたちを増やすにはこの真ん中の生産世代を増やさないとということが一番大きな問題であろうというふうに考えておるところですが。健康福祉課としましては、高齢者対策、それと少子化対策について。まず、高齢者対策につきましては、健康寿命を伸ばす取り組みをやっていかなくんというところが、まず大きなところですよ。

続いて、その子どもの対策にしましては、少子化というか、増やすことはなかなか難しいのではないかとという判断で、守りはぐくむ取り組みを健康福祉課としてはやっていかなくんのではないかとという方向を持っております。大きなところから言うと、高齢者対策であったり、地域づくりであったり、少子化対策であったりが大きなところではないかというふうな取りまとめをしております。そこの中で一気に取り組みを進めていくことがなかなか難しいために、中期、長期的な計画を持ちながら取り組んでいこうというふうに考えております。

各施策についてはそれぞれあれながですが、まず大きなところで各地域ごとというお話をいただいたんですが。高齢化率の高い11地区と、いわゆるその中心部という佐賀地域と入野地域がどうなるかということで、単なる案分という形で計算をしてみました。

例えば、一番高齢化率が高い奥湊川では、平成37年には約40人ぐらい、30何人ぐらい減少して、高齢化率も65.3パーセントから84.6パーセントになるのではないかという予測をしております。80歳以上の高齢者数も単なる案分という計算の方法でやっておりますが、ある程度こうなるのではないかという絵を描いています。

それに伴いまして、まず一番問題となるのが地域、自治会の存続が困難になるのではないかと。次に、老老介護であったり、独居世帯。高齢者のみの世帯が増えて、いわゆる介護の問題が今以上にクローズアップされるのではないかというふうに考えております。今のうちに共助の体制づくり。そのためには自分たちのことは自分たちが支え合わないかんと、啓発であったり、意識の高揚が必要ではないかというふうに考えております。今のうちにそのような対策を取っていかないと、検討していかないとというふうな形で取りまとめをしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

福祉課長、本当すいませんでした。突然振ったような形になりましたが。

今、お話をいただいて、ある意味ちょっと安心しました。やはりどうしても行政はちょっと少しく遅れ気味になっていく施策が結構あるんじゃないかなというふうに自分の中では思ってたわけなんですけど、こうやってやっぱり未来を予測して、こうなるであろうというのを早め早めに手を打って行って、そこに対するですね。先ほど町長も言ったように、その質を落とさないようにうまく維持をしながら継続していくというところがやはり一番行政として大切なところであると思いますので、そういった部分においてですね、今やられてるような施策を引き続きやりながら、本当に住民の皆さんにとって安心できる黒潮町、本当に素晴らしいねと最後言ってもらえるような施策は続けていっていただきたいと思います。

それで、もう最後の質問に移ります。3番目です。

以前、一般質問の財政シミュレーション関連で、このまま衰退していくのをただ見守るしか手だてはないのかという趣旨で問うたことがあります。すべての住民自治の基本になる町内人口を維持する根本的手だてに対するアイデアはあるのかなのかということですが。

もう率直に聞きます。こういうその町内人口をですね、今言ったように1万人とか7,000人とか、もう未来予測出てますけど、そうならないような何か手だて、行政の方にありますでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

下村議員の人口問題の3番目のご質問にお答えします。

財政シミュレーションの関係で手だてはないのかというご質問もございました。また、この町内人口を維持するための根本的な手だてに対するアイデアということでございますけれども。

行政は人口減少、社会の衰退をただ見守ってるというふうには考えておりません。先ほども答弁させていただきましたが、地域社会の活性化や人口減少に対応するためさまざまな施策に取り組んでおるというふうに考えております。

本町は近年、出生者数が少ないため、出生者より高齢者の亡くなる方が多い人口自然減少が起きておりまして、これを完全に食い止めるということはできませんが、さまざまな施策を実施することによって人口減少の速度を緩めることは可能というふうに考えております。

以前、旧大方のときには、昭和50年ごろ、まあ団地ができた時分には、一時的に人口が増加したということもございましたが、昨今の日本の社会構造ならびに本町の社会構造を考えてみますと、こういった施策はなかなか今後考えることができません。企業誘致も難しいというところでございます。このことから、人口を維持することは大変難しい状況でございますが、人口減少の速度を緩めることを考えていく必要があると思っております。しかし、特効薬的なアイデアは持ち合せていないのが現状でございます。

いずれにしても、この人口減少の速度を緩めるにはですね、先ほど来申し上げましたようにさまざまな施策を地道に継続的に取り組んでいくことが大事ではないかなというふうに思っております。今のある一定、元気な言うたら言葉が悪いかもしれませんが、財政的に比較的余裕のあるときに早急に対策を打っていくことが必要であろうというふうに考えております。

そのために、今さまざまな計画といいますか、対策等も練っておりますので、順次そういった部分を今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

15番（下村勝幸君）

やはり、その特効薬的な部分で人口減を食い止めるものはなかなか難しいということで、私自身も何かいい方法ないかなとか、この日本の中でもですね、例えば子どもたちが増えてる町とか、いろいろやっぱりインターネットなんかで見ると、特色のある施策を打っている町では、まあ極端な例かもしれないですけど増えてる所があるのも事実です。そういった所と全く同じことをしなさいというふうに私はもちろん思いませんけど、やっぱり何かそういった知恵を絞っていく必要があるんであろうと。

副町長今言われたように、緩やかにでも何とかそれを維持していくようなというお話で、ここはもう本当にみんなで考えていくべき問題だと思っておりますので、今後もその人口の維持についてはちょっと考えていかないといけないかなというふうに、私個人的にも思っています。

それで、今日冒頭お配りしたその資料のちょっと3の所です。5分の4ページ、5分の5ページの所をちょっと見ていただきたいと思っております。

5分の4ページの所にこれありますのが、まあ別の町のことをとやかく言うあれはないんですが、ここ佐川町の例です。佐川の場合、うちと人口数がすごく似てるんで、こうちょっといろんなときに自分たちもこの町のことを比較したりすることが結構多いんですが、今回ちょっと佐川町がどういう推計でいくのかなというのを、これは国の推計を基に黒潮町と同じような感じで出したものです。

佐川町の場合は、2020年には1万2,500人、2035年でも1万293人ということで、やっぱり減少数が5年間で、例えば600人とか700人とかそのぐらいの減少数になってるということで、うちに比べると大体半分以下ぐらいの人口の減り方で推移をしているということで、自分としたら黒潮町と同じような比率で、かなりのペースで減っていくのかなというのを自分なりに最初思ってたんですが、このぐらいの推移でいくということがこの結果の中に出てます。

もちろんこれには地理的な条件があったり、近隣の状況があったりとか、さまざまな要素はあろうかと思えますけど、でもやっぱり私個人的には、できればこのぐらいのペースでの人口減とかですね。何とか持たしていくような形がですね、この黒潮町自体を維持していくためにも必要なんではないかなというふうに思ったわけなんです。

この佐川町と黒潮町を比べてみて、どうでしょう。何か特異なもの、佐川町がやってるような何か特異な施策があるかどうかはちょっと分かりませんが、そのあたりどのようにちょっとお考えでしょう。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

はっきり言って、なかなか分析をしておりますので分かりにくいところがございますけれども、私の想定するところで申し訳ございませんけれども、佐川町はやっぱり地理的条件が一番大きいのではないかなというふうに思ってます。特に高知市が近いということがあって、かなり高知市に勤めておる方、佐川からが多いです。どちらかという高知のベッドタウン化といいますか、そういったことも考えられるのではないかなということで、黒潮町と大きな違いはそこではないかなというふうに思ってます。勉強不足かもしれませんが、特別、佐川町がこれといった人口対策に施策を打つてるといようなことは私も承知していませんが。そういう地理的要因が、要素が一番大きな問題やないかなというふうに思ってます。

いずれにしても、同じような規模でこれだけ違うということはですね、地理的条件はあるにしても、何かそこにあるのではないかなというようにも考えられますので、そのへんを今後もまた分析もしながら、この人口問題に取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

15 番（下村勝幸君）

今、副町長お答えいただいたように、やはり自分も地理的な条件が佐川町の場合、相当なウエートを占めているのではないかなというふうに自分も考えてました。

それで、そこで言うならばですね、例えばうちの町もある意味、四万十市であったりとか、そういった所と商圈がすごい近いわけなんですけど、そのいわゆるベッドタウン的な形での黒潮町自体が人口維持をしていくような、何かそういった施策があるのかなのか、そういうことができるのかできないのかとか、いろんな部分、ちょっと自分も考えるわけなんです。もうそういったところは2つ目の質問の中でも取り上げましたように、もう町長がこの町をこういうふうに維持し、こういうふうにやっていきたいという思いであったり、考えであったり、そういったことに尽きるのではないかなというふうに自分の中では思いますので、もうそういう方向で何とか。

今回、かなりちょっとショッキングな数字というか、かなりこういう人口減少のことが、細かい数字、具体的な数字ではあまりこう語られる機会なかったと思いますので、これを例えばケーブルテレビ見てる町民の方も、そんなに減るのかとか驚いた方ももしかしたらおられるかもしれないですけど。そうならないようにですね、ぜひ行政として手だてを打ちながら、本当に冒頭から言ってるように、この町がいい町になっていくように施策を考えて、また再出馬ということで町長言われてますので、そのあたりそういうことを含めて、最後にお願いになろうかと思えますけど、もう町長がそういったことをどういうふうに克服していかれるのか、もう一回、もう最後になりますけど答弁いただいて、自分の質問を終わりたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずは、この人口減少問題一つを取りましても、3 月議会のプレゼンで私のパートの所で申し上げさせていただきました。

危機感を持っているのは、自然減もそうですけれども、平成 23 年度に多分当町始まって初だと思えます。あ

の社会減が自然減を上回ったということで、環境による減が自然減を上回るというような状況でございます。これらは的確な施策を打つことで、かなり効果的な取り組みもできようかと思っております。もちろん現在何もやってないというわけではございませんけれども、さらに制度の磨き上げをしたり、あるいは新たな分野でも相当検討をこれからさせていただければと思います。

(下村議員から「終わります」との発言あり)

議長 (山本久夫君)

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

この際、10時15分まで休憩します。

休 憩 10時 02分

再 開 10時 15分

議長 (山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

12番 (宮川徳光君)

まず、一般質問に入る前に、先輩議員が人口減少問題についてということで大きな問題を取り上げていただきました。私もこのことについて問題を持っており、その関連した質問でありますので、すごいタイミングが良かったなというふうに思っております。

先輩議員は15時40分にメールを送られて、私が49分に送っておりますが。といいましても、先輩議員の関連質問のような形になってしまいましたけれども、少し対策について枝葉の部分といいますか、小さな所に目を当てて質問致しますので、よろしくお願い致します。

前置きが長くなりますけども、先の先輩議員の最後の質問に、副町長から余裕のあるときに早々にさまざまな対策に取り組むという素晴らしい答弁がありましたけども、その答弁を聞いておきまして、その時点では、私の気持ちと致しましてはクエスチョンマークが幾つか付いたような状態でございますので、この一般質問を済んだおりには、そのクエスチョンマークがゼロになるように頑張りたいと思いますので、よろしくお願い致します。

では、通告書に基づきまして一般質問を致します。

黒潮町の掲げる、人が元気を目指してという題を付けてますけども。私は黒潮町の掲げる自然が元気ということについて2回ほど質問をさせていただきました。今回は人が元気ということを目指してやります。

少子高齢化の波が押し寄せてきているのは当黒潮町もその例外ではないが、その原因の一つとして、若者の働く場が少ないということはお存じのとおりです。

これは先ほどの先輩議員の問題意識と同様だと思います。

そして、このような状況が続けば、目標として掲げる、人が元気を達成、維持していくことはできないであろうと思われます。このため、働く場の創出といった観点から一つの考え方として、黒潮町の官民両方の支出を町外に出さず、町内に落とす仕組みづくりも必要と考えます。

まず、上記の考え方につきまして、町長の基本的な考え方と取り組みを伺いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

それでは宮川議員の、基本的な考え方と取り組みと問うということについて、官民両方の支出を町外に出さず、町内に落とす仕組みづくりをというご質問にお答えさせていただきます。

取り組みをと言われますと、例えば民の方の地域内還流。こういったことを考えますと、現在取り組んでおります地域振興券であったり、こういったことが主たるものになってこようかと思えます。

あるいは今後計画しております、入野の駅前再開発等々につきましても、例えばここ15年ぐらい立て続けに続きました、四万十市への郊外型店舗、大型店舗。こういったものの進出に伴う内需の減少。こういったものに対抗するために商業機能の集積を図り、そこがいくらかでもその郊外型の大型店舗の機能を有するようになれば、少しでも町民の支出が町内に向かうであろうと、こういったような計画を持っております。

それから、官の方でございますけれども。こちらにつきましてははできるだけ地域内還流を促すために、現在も可能な限り取り組んでいると認識はしておりますが、例えば公共調達の町内発注。こういったものにつきましては、まだまだ改善の余地がないか再度検討すべき点もあろうかと思えます。こういったことを地道に積み上げていく必要があるかと思っております。

また、後段のご質問にも出ますし、また議会の方からもたびたびご指導賜ります、例えば給食の地産地消の取り組み等々につきましても、これも即効的に効果が出る、そういった取り組みであろうかと思っております。いずれにしても、景気が冷え込み、かつ町外に支出が流出するようでは、さらなる町内の景気の冷え込みを招くということになろうかと思えます。

そういったことから、先ほど申し上げましたように、民間の資金の町内流通、地域内還流を促す施策と併せて、官の方の公共調達の在り方につきましても再度検討をしていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

続きまして、カッコ2の公共交通についての質問に移りたいと思います。

公共バス運行については、利用者の減少に伴い、補助金が増え続けてきている。その上、補助金の支払い先が共に他市町村である。同じ補助金を支払うのであれば、利用者が利用しやすく、かつ町内に補助金を支払える仕組みづくりの再構築をすべきと考えるが、それについての考え方と取り組みを問うとしております。

このほかに関連としまして、私、補助金が増え続けてきているというふうに書いておりますが、23年度までは資料が私持っておりますので、増え続けているのは確認できました。今年も決算が出ましたので、それを詳しく見れば分かるのかもしれませんが、抜かりがあつてはいけませんので24年度に支払った額、それと、分かれば再確認で23年度の支払った額を教えてください。

それから、デマンドバスが5月1日から1路線で運行開始となりましたが、このデマンドバスへの質問は昨日の一般質問でもありまして、重複するところがあるかもしれませんけどもご了承ください。

再度になりますが、利用状況と。まあ、利用状況は昨日もありましたので簡単に構いませんが、住民の声、意見ですね、要望といったものが出ておれば教えてください。

それから、少し細かい話になりますが、新聞報道によりますと8月24日までに6地区にて意見交換会を開催されている。それから、5月から7月までの3カ月間に86便の運行があり、延べ175人が利用して。これは計算が、方法が間違っておれば訂正致しますが、一便当たりが約2名乗られているんじゃないかと思えますが、稼働率は23パーセントだった。92日間の間に82便くらい走らせているということですかね。ごめんなさい、86便ですか。

分かればというのはですね、お金のことがですけども。175名が利用されておりますが、一人当たり補助金を換算したら幾らになるでしょうか。分かれば教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それでは、宮川議員の一般質問、雇用の創出に向けてのカッコ 2、公共交通についてということで、まず通告書に基づきまして、お答えを致します。

黒潮町の公共交通バスの運行は、大方地域が高知西南交通、佐賀地域が高南観光自動車にそれぞれ業務をしております。高知西南交通は幹線として中村駅から土佐入野駅の1路線、枝線として土佐入野駅から土佐佐賀駅など5路線を。そして、町内の枝線として、田野浦、馬荷、大井川、湊川、蛭川、米原の6エリアを運行しております。

佐賀地域には枝線が比較的少なくございまして、幹線とスクールバス、および空白地の解消事業として対岸町道生活バス路線の運行をしております。

これら運行に係る年間の町補助金は、概算でございますけれども総額約4,600万円。このうち大方地域では3,600万円、佐賀地域では約1,000万でございます。この総額4,600万円の8割、3,680万円は特別交付税にカウントされますので、実質的な一般財源、いわゆる町の持ち出しというのが920万円ということになります。

さらに、今年度の取り組みと致しましては、補助金等もまた頂きたい。そのような検討もしてございまして、さらに財政負担を少なくするような工夫も考えているところでございます。

そして、ご質問には補助金の支払い先が共に他市町村ということでございますけれども、確かにバスの会社は他市町村にございますけれども、これらのバス会社にも黒潮町からお勤めになっている方もございまして、四万十市の西南交通株式会社には社員80名中9名の方が。この80名以外に役員の方が3名ございまして、うち1名、社長さんが黒潮町の方ということもあります。

そして、四万十町の高南観光自動車には、社員29名中3名の方がお勤めになられている。そういう現状からしますと、その方々の生活給にもこの補助金が活用されているのではないかと、そのようなこともございますので、そのことを無視することもできません。

また、この2つのバス会社には高知県交通株式会社が規制緩和に伴いまして、幡多地域から撤退されまして。幡多郡下の市町村が赤字路線の存続を求めて、その運行をお願いしてこんにちに至っているという経過もございまして、この委託をお断りするということは、よほど慎重に対応しなければならない、そのように思っているところでございます。

しかしながら、議員のご質問のとおり少子高齢化や過疎化が進む中で、利用者は年々減っているのも周知の事実でございます。従いまして、これらの課題につきましては、町や事業体、および地域住民で構成される黒潮町地域公共交通活性化協議会で道路運送法の規定に基づきまして、地域における需用に応じた持続可能な域内交通の仕組みを現在検討しているところでございます。

それから、通告書とは別にご質問をいただきました24年度に支払った決算でございますけれども、決算書から拾いますと3,573万2,000円（後段で総務課長から金額の訂正「730万5,000円加算」の発言あり）という数字でございます。

そして、デマンドバスのことの質問がなされまして、利用状況ということでございますけれども。

昨日の一般質問でも少しお答えを致したところでございますけれども、北郷加持地区のデマンドエリアの実績ということで、5月1日から8月31日までの実績で、輸送人員は222人とお答えをしたところでございます。

計画の便数というのが、計画は 500 便計画してございまして、実運行便数は 122 便。稼働率にしますと 22.4 パーセントということになります。

それから、お答えに至りませんかかもしれませんけれど、地域の方のご意見というのが質問にあったかでございます。昨日も少しご紹介致しましたけれども、総務課企画振興係がこのデマンド運行されて、実証運行している、関係する 5 つの集落にお伺いして、いろいろと意見を伺いました。

利用者の方々からは、自由度が大変増して自宅付近から目的地周辺まで移動することができて大変便利であるとの好評をいただいております。そうしますと、実際に乗ってみますと、新たな課題も浮き上がってまいりまして、そういった課題を解決するところにまた新たな需要も発生して、そうすればその手だてがどうしても必要ということになれば、またそこに雇用の機会が発生するのかもしれない。しかし、こうした同様の協議会、県内にもございまして。このような新たな要望は意見として出るんですけども、実際に利用が少ないということもございまして、現体制に帰っていつているというふうなこともあるようでございます。

従いまして、議員のおっしゃる再構築するためには、ありとあらゆる選択肢をご用意して、またその時々々の利用を民間会社でやるのか、直営でやるのか。そういったことも含めて、利用者、そして事業者との意思の疎通を図りながら、その取り組みを進めていかなければならないと、そのように考えているところでございます。

ご質問でちょっとお答えができてない部分ありましたら、またあらためてご答弁させていただきます。

以上でございます。

すいません。訂正させていただきます。

24 年度、先ほどの決算 3,573 万 2,000 円には佐賀の分が抜かっただございまして。お手数をお掛けしますが、730 万 5,000 円をお足し願いたいと思います。暗算ができませんので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

えらい補助金が減って、どうしたことかな思うたら、そうでもなかったようで。

今、答弁をいただいたんですが、先ほど申しましたように、私は 2 回同じような問題を質問させていただいて、今の答弁も今までの答弁とあまり変わったような印象は受けませんでした。

まあ、そういうことで、またちょっと先へ進みますけども。

私が再三この問題を取り上げますのは、私だけでなく先輩議員も数多くの方が取り上げておりますが、黒潮町は黒潮町地域公共交通総合連携計画を取りまとめて、地域公共交通の再生と活性化を目指してさまざまな施策を打つと。その最終年度が平成 24 年度となっております、現状 25 年度へ入っておるわけなんです。そういった中で、今年 1 路線にデマンドバスが入ったと、そういうような状態で。全体的に見てといたしますか、大部分の取り組みが遅れているように私には見えます。

それから、ちょっとそれるかもしれませんが、昨日、先輩議員から雇用問題に対する全体的な取り組みなどへの質問があり、町の現状として大変厳しい状況であるとの答弁がありました。また、同じ議員から、黒潮町は誰のものかとの質問がありまして、まあ住民みんなのものという答弁とともにですね、住民福祉の向上のために行政があるという言葉もありました。私は、公共バスの運行につきまして、利用者の声と現状の運行状態に大きな隔たりがあると感じまして、一昨年、23 年の 12 月定例会と昨年 12 月定例会にこの問題を取り上げまして、一般質問をさせていただきました。

昨日のですね、先ほどのやりとりを聞いておりますと、公共バス運行の現状を私なりにそれらの言葉に置き

換えて表現してみるとですね、住民みんなの公共バスにはなってるように見えます。しかし、住民福祉の向上には寄与した公共バスにはなっていない、といった表現になるのではないかと考えております。こういったことで、利用者が利用しやすく、かつ町内に補助金を支払える仕組みづくりの再構築ができないものかとの思いに至ったわけです。

今、申しましたような公共交通についての町の現状認識を再度伺います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

先ほどのご答弁と重複するかもしれませんが、議員のおっしゃる住民福祉の公共バスにはなっていないということでございますけれども。昨日、町長のご答弁にもございましたように、中山間地域の、とりわけ移動手段の確保というのが喫緊の課題となっております。そういったことを、いかに財源を有効に使うかといったことで今後の公共バスの展開の仕方、それを、先ほども申しましたけれども、民間の会社に任せるのか、あるいは直営なのか、そしてまた新たな町内の団体を育成していくのか。そういったことをこれから模索していくところでございます。ややスピード的には遅れ気味があるかもしれませんが、そういったことを今後の考え方として、方針として持っておりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

いずれに致しましても、お困りになってるのは中山間地域の方々で、特に先ほどのご質問にもありましたように、買い物の手段というものが非常に大切でございます。そういったサービスも含めまして、検討課題として挙げていきたいと思っております。

そしてまた、昨日のお答えでも致しましたように、停留所をまた伸ばしていただきたいというふうなご意見もございました。それにはまたクリアしなければいけない課題等もございまして、そのへんも一定整理しなければならぬ課題もございます。そのことをお含みおきの上、ご理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

私もこう質問する中で、ちょっと問題をですね。利用者というのは高齢で、車を持っておられなくてとかいうようなことだと思いますけども。その利用者の中にもまた程度に応じまして、自分である程度重たいものも持てるとか、バス停まで歩けるとか、そういった方もおいでとは思いますが。先ほど、住民福祉の向上に寄与した公共バスにはなっていない。ちょっと、なっていないというよりは、なり得ないという表現がいいか。その利用者の中である程度の、程度に応じたその公共バスの在り方を考えるときですね、バスでは駄目やないかなという感じもして、今回の質問をしてるわけですけども。

そういったことで、ひとつの提案として、デマンドカーと福祉タクシーチケットの導入を急いでもらいたい。デマンドカーというのは、さっき言いました中山間とか、ある程度、高齢者でも元気で、自分でいろんなことができるという、そういった方のためにデマンドカー。今、入ってるのはデマンドバスですけども、デマンドバスなりデマンドカーになると。ちょっとごめんなさい。

ちょっと話を元に戻します。

デマンドバスはある程度元気な方に対応してるとは思いますけども、自分で重たいものを持ってないとか、バス停まで歩けないとかいった方のためにですね、デマンドカーと福祉タクシーのチケットの導入も急いでもらいたいと考えております。

先日の新聞に、土佐清水では平成 25 年 10 月 1 日から 3 地区 9 路線でデマンドカーの試験運行を始めるという記事があります。運行は地元のタクシー会社と NPO 法人に委託する。料金は 3,000 円から 1,000 円とかいうような記事がありました。

ちょっと話が元へ戻りますけども、公共交通の利用者。これは何回も確認させてもらっていますけども、利用するのは自分で移動の手段を持っていない方、特に高齢者だと思います。それで移動する目的は、買い物と通院が主なものと思われます。まさに利用する方にとっては生活の足なわけですけども、現状の公共バスは生活の足とはなり得ていないと思います。

私は入野早咲に住んでおりますけども、早咲の住民の中でも通院にバスを利用されている方は少ないと感じております。近くの方に頼んで行ったりですね。一例として、幡多けんみん病院に通院されてる方もおりますけども、高齢で足が悪いとか、高齢のため駅まで、バス停まで歩いていくのがというような感じで、すべてタクシーで往復してるということで、今月も 3 回ぐらい行ったということで、1 回が多くて 1 万円以上出費が掛かってるというようなことでした。バスで行って、公共の乗り物に乗り継いで行けば安く移動できるわけですけども、それよりも高額なお金を出してタクシーで行ってると。それが現状なわけです。

この利用する方についての答弁は要りませんが、これからの質問には答えてください。

周辺市町村のデマンドカーと福祉タクシーチケットの導入状況を教えてください。

それからまた、利用者ですね。福祉タクシーチケットに該当する方。その方は限定されていて人数も少ないと考えますが、利用者の把握はしているでしょうか。

よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

福祉タクシーにかんしてお答えします。

急なご質問で、調査までして答弁できるのはありませんが、分かっている範囲お答えさせていただきたいと思っております。

まず、周辺市町村で福祉タクシーのチケットの事業を導入している市町村。分かっている範囲で、土佐清水市、四万十市、四万十町、三原村。今お話ししました以外で、宿毛市とか大月とかは導入してないというふう聞いております。

利用の対象者ですが、各市町村かなりばらばらの基準を持ってまして、例えば土佐清水ですと、身体障害者手帳 1 級をお持ちの方であるとか、肢体の不自由な方であるとかいうことで、それぞれ各市町村かなりばらばらな状況であります。

土佐清水市にしましては、年間 1 万 2,000 円の、500 円の券を 24 万配布であるとか、四万十市でありますと、400 円の券を 33 枚であるとかという補助の仕方をやっております。特徴的な所は、大月につきましては大月町生活交通としまして、バスの利用に対して補助をやっておるといふ市町村もございます。

以上です。

（宮川議員から「利用者の把握は」との発言あり）

（議長から「利用者の把握はできてませんか」との発言あり）

すいません。抜かっておったようです。

利用者の数の把握ですが、すいません、数字的なものは今持っておりません。

四万十町の数字が、対象者が 1,500 人にしまして 750 人ぐらい申請をされておるといふ数字は、今、数字

としては持っているところです。

数字として、四万十市が238名申請して、実績額として224万1,200円、23年度の実績として使われているという数字は分かっているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

健康福祉課長の方に急に振ったような形で誠に申し訳ありませんでしたが。

課長の答弁に対しては、ちょっと納得がいくような答弁ではなかったので再質問します。

今、利用者の把握について、今、資料を持ってないということなんでしょうか。それとも、把握自体をしてないというんですか。ちょっと再確認。何かおかしいことない。

（議長から「今、宮川議員が聞かれたのは近隣の市町村に対するという質問で、宮川課長さんは資料がないということですから」との発言あり）

はい、すいません。私のちょっと質問の仕方が悪かったですね。

利用者は町内という意味でやったがですけども、私はその町内という言葉が抜かしておったと思います。

（議長から「宮川課長、町内のことは分かっているとしますので」との発言あり）

はい、ごめんなさい。再質問させてください。誠に言葉足らずで申し訳ありませんでした。

町内の利用者は限定されていて人数も少ないと考えるが、利用者の把握はできておりますか。

よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

町内の利用者にかんしてですが。

平成22年度か23年度か、はっきり今致しませんが、タクシー事業者にご協力をいただきまして、約1カ月間の利用状況の調査を致したことがあります。その資料について今現在持ってませんので、その利用状況等につきまして説明が必要でしたら、また後で説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

大変言葉足らずで申し訳ありませんでした。

にもかかわらずですね、私、今の答弁はですね。

このタクシーチケットの問題はかれこれ長く続いているようでして、おとし、23年の6月の先輩議員の一般質問の中で、福祉タクシーへの町の基本的な考え方を問うております。

そのときの答弁の中で、高齢者、障がい者の中に買い物や通院に公共交通を利用しづらいという方がいるため、福祉タクシーへの取り組みをすべきとの声があったが、大方佐賀地域の条件が違って、タクシーチケットの取り組みには至っていない。重度の障がい者の方には。まあ、こういった方が先ほどの利用者という表現しましたが、こういった方ですね。

公共交通機関が利用できない方がおられると思いますが、現在、実態の把握ができておりませんと、その答弁があります。このため、本年度策定の障害者福祉計画において、対象者の家族構成を含めて調査を行うこととしている。その調査をもって支援策を検討する。

また、基本的な考え方として、重度の障がい者でご家族等の支援が受けられない方、路線バス等を利用できない方については何らかの支援策を講じていきたいが、その方向性については今後検討していきたいと思います。

また、佐賀地域にはタクシー業者がいないので、チケット交付としたときに佐賀地域の方は利用できなくなるので、今後NPO等と協議をして、そういう組織ができるかどうかを検討する。もし、できない場合は代わりとなる手当などの支給を考える必要があるかと思えます。

これ、23年の6月の定例会での答弁です。

その中で、私、また同じ6月の定例会の同じ議員の質問ですが、気になる言葉がありますので、ちょっと読み上げます。

佐賀にタクシー会社ができなかったら、できるまでずっとタクシーチケットをやらないのですか。よそはやっているのに、黒潮町はやらないのですか。そういうところを少しずつ改善していくことが必要ではないですか。

それから、今回の答弁、23年ですね。前回の答弁、22年です。それから、平成19年度の答弁も一緒だったので、全然進まないのではないかと思いますという質問いいますか、思いの言葉があるがです。それに対する町の断りはないがですけれども、その答弁の中に、現在、中山間地域を主とする公共交通の在り方については抜本的な対策が求められている。しかも、喫緊の課題として認識している。うんぬんがありまして、まあ実情はタクシーに比べて利用者の負担が大きいということで町長が心配されてですね、現状に至っているわけです。

これが23年の6月定例会でのやりとりです。

それで、すごい、この質問を聞いて疑問に思うのはですね。

町長は、抜本的な対策が求められている。しかも、喫緊の課題として認識しているというふうな言葉があるにもかかわらずですよ。一連の回答の中に、重度の障がい者の方などの利用できない方ですね。そういったものの実態の把握ができておりませんというような言葉が前後にあるわけです。前後いうか、前にあるわけですね。それが、すごい、前へ進まん理由の大きいとこやないかなというふうには感じておりますが。

何か町長、そのあたりへの感じるところがあればお聞かせ願いたいのですがですけれども。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（武政 登君）

それではお答えします。

先ほどの、黒潮町地域公共交通活性化協議会という組織で検討してるということ申し上げましたけれども、そこには委員の方が、国の機関なり、高知県、そしてさまざまな人たちになりますので、すぐにといっても動けない大きな組織でございますので、その下部といいますか、実動できる組織を役場内の係員と課で組織致しまして、交通手段に困っているさまざまな機会において、先ほども申しましたけれども、少ない投資で最大限の効果が得られる、その移動手段の確保について研究を行う組織をつくりました。

とりわけ町と致しましては、デマンド運行の区域拡大、それから事業者の選定、およびまちバスの運行といったことも新たな課題として研究をしている組織をつくりました。それによって、もう少し地道な方策が取られるんじゃないかと、そのように思っているところでございます。

組織をして、会をする手だてを今整えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

また、私のどうも質問の仕方が悪かったのでしょうか。

私はこのあれでは、デマンドカーと福祉タクシーチケットの導入を急げというふうに冒頭申し上げて、あと利用者とかいろんなことを申し上げたつもりですけども。

今の答弁でいいますと、デマンドバスの関連の答弁だと思いますけども、デマンドカーと福祉タクシーチケットの導入についての答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

現在その、先ほど総務課長が申し上げましたように黒潮町内の移動支援の包括検討会を立ち上げて、検討していただいているところでございます。

デマンドカーと、それから福祉タクシーチケットのお話をいただきましたが、先ほども議員からもご指摘いただきましたように、佐賀地域とのバランス。そういったものも一つでございますけれども。もう一つ自分たちが踏み切れないはですね、そもそもの料金設定が高くて、チケットをお渡することで負担軽減にはつながりますけれども、その他の、例えば安価な公共交通に比べると若干家計のご負担が大きいということが、まず第1点でございます。

それから、デマンドカーですけれども。こちら、まだまだちょっと研究しなければならないと思っております。これまで、ここ7、8年だと思えますけれども。例えば、地域内有償運送であったりとか、こういった仕組みが全国各地でいろんな所で取られてまいりました。そのほとんどが消えています。これは、運転手の確保ができない。あるいは不便性がある。あるいは運転手さんのご都合に合わせなければならない。さまざまな課題がございます。これらを包括的に解決できるような移動の枠組みと、こういったものを研究しなければならないと思っております。

もちろん、いきなり全町包括的というようなネットワークを組めるとは思いませんので、部分的に試験運行と、こういったことにもなろうかと思えますけれども、その中の一つの選択肢として、デマンドカーであったり、福祉タクシーのチケット配布があるということで、あくまでもこの2つをメインに、これから移動支援を行っていきますという結論にはまだ至ってないという段階でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

実際問題として、清水でも10月からデマンドカーが走ります。それから、四万十市では導入されたがは何年度かちょっと分かりませんが、もう導入されています。

そうした状況において何回このことを尋ねてもですね、佐賀にタクシー会社がないのでという言葉で終わってしまう。そのあたりが、そんなもんなのかなというふうに私は感じます。もし、それがネックであるならば、そのネックを取り除くように動くのが行政の仕事ではないかと私は感じるがです。妙にその取り組む姿勢ですね。そのあたり。

それで、今の答弁を聞いておりますと、先ほど紹介した23年の6月の定例会の町長の答弁よりは、妙に前へ

進んでるのが後退したのかが分からんような答弁に聞こえました。

もう少し踏み込んだですね、その具体的に希望の持てるような答弁をいただきたいのですが。その実際、例でも挙げましたけども、町長はタクシーを使うと高くなるのでいうて。まあ、それはもちろんそれを心配されるのは当然かもしれませんが、現状、バスを使わずに、全額タクシー代を個人で払っていきよう方から比べたら、格段に安くなると思うがですよ。この、バスが使われてない、なかなかバスを利用できない方のための施策を何か打ってほしいということをお願いしようがのですが。

もう一度、答弁願います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません。通告書が公共交通についてということになってございましたので、町内の移動手段というようならえ方で答弁をさせていただきました。

福祉タクシーチケットはあくまでも福祉分野で対応すべきであると思っておりますので、こちらにつきましてはさまざまな福祉施策がございますので、その中の優劣。優劣と言ったら失礼ですけど、優先順位を判断しながらということになろうかと思えます。

先ほど申し上げました答弁につきましては、公共交通というならえ方をした上での答弁でございますので、少し説明不足でございました。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12 番（宮川徳光君）

私も公共交通という言葉についての線引きがちょっとあいまいなところもありまして、タクシーは公共交通に入るとしておりますので、福祉タクシーチケットになるとちょっと守備範囲が違うのかなと思いつつも、まあタクシーが付いておりますのでという意味合いで、ちょっと拡大解釈させていただいて質問致しました。

では、次の質問にいきますけども、3 番目としまして、地産地消の取り組みについてということで。

一例として学校給食の材料のように、町内にある需要の安定したものについては町内で対応ができる仕組みづくりを構築すべきと考えるが、それらについての考え方と取り組みを問うとしております。

これは平成 24 年度の業務執行報告書の中の 341 ページに載っております、一例として挙げております学校給食材料の購入状況ということですが、24 年度としておりますが、町内の業者からの購入が 26 パーセントで、町外業者からの購入が 74 パーセントとなっております。

まあ、業者ですのでこういった形で動いているのかちょっと詳しくは分かりませんが、こういったトータルで 2,570 万弱ですか。そういったもの、大きな金額ですので、少しでも町内業者が取り扱えるようにできんものかなというふうにちらっと思った次第です。

それからあと、これは業者の方ですけども、まあ産地ですね。できれば多くの食材を黒潮町で生産できないかということですが。まあ、こちらの方のデータは 2 月 18 日から 2 月 25 日までの土日を除いた 6 日間の数値しか出てきてませんので、これで全体像を推し量るわけにはいきませんが、町内産でいいですよと、お米と野菜があって、あとは県内産、県外産、それから野菜に至っては国外産が入っております。

こういったところに少しでも町内の生産を上げていって、町内にお金の落ちる仕組みを考えていってもらえんものかなというふうに考えますが、その考え方と取り組みを伺います。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは私の方から、学校給食におけます地産地消の取り組みについてご説明を致したいと思います。

ご存じように、本年から黒潮町全小中学校におきまして学校給食が始まりました。本年度の学校給食において調達致します食材購入に掛かる経費につきましては、約4,600万円余りを予定しております。これらがすべて町内購入できることが理想でございますけれども、現実には町内で生産されていない食材などもありまして、大変難しい状況にあります。昨年度までは大方地域の小学校以外で学校給食が行われていまして、その年間の食材購入費は約2,700万円。町内事業者からの購入率は、先ほど議員がご説明ありましたけれども、約26パーセント。主な購入品目は、米、シメジ、エリンギ、シイタケなどの菌茸類。キュウリ、ニラ、ナシ、イチゴ、ミカン、ポンカン、ブantan、カツオ、アジ、サバ、カチリなどになっております。

いすれにしましても、地域経済のためにも、この町内購入率の向上を目指さなければなりませんけれども、課題と致しまして、町内購入したくても、その生産がされていないと。生産はされていても、学校給食で賄えるほどの量がそろわない。小ロットの注文には効率の悪さから納品をしてもらえないなど、生産現場や事業者の事情が大きく関係をしております。

そこで、給食センターでは昨年度から本年までの7回にわたりまして、高知はた農協大方支所、にこにこ市とその生産者の皆さん。あるいは、特産協と農業振興課、産業推進室を交えて、学校給食の材料納入にかんする意見交換や具体的な納入率の向上に向けての話し合いと取り組みを行ってまいりました。その結果、本年度から徐々に町内生産農産物の調達が増える見込みであります。

また、学校給食においては、地元生産者の材料を使った場合、毎食その日の給食について説明を致します給食メモというものがありませんけれども、その給食メモにおきまして、使った食材の紹介、それから生産者の紹介なども実施をしているところです。

現在、黒潮町の学校給食では、児童生徒、教職員分合わせまして、1回当たり約950食の給食を提供してまいますが、毎回、町内全校同一のメニューに致しますと、食材によっては納入は困難ですけれども、半分なら納入が可能という場合もあります。

そこで、今学期からは大方双方の給食のメニューの予定表を少しずらすことで、少しでも町内産品の調達が可能になるような工夫も行っております。また、デザートなどにつきましても、市販の既製品ではなくて、地元の店舗に依頼し、地元食材を利用した、学校給食用に特別なデザートを作って提供してもらうなどの取り組みも行っております。

また、本年度の2学期からは学校給食におきまして地産地消の日を設けまして、調味料からすべて黒潮町産の食材でできたメニューの提供に取り組むことにしております。

以上のような取り組みの中から、学校給食における地産地消の取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

楽しみな答弁をいただきましたので、ありがとうございました。

まあ、再三にわたって公共交通を取り上げましたけれども、一つその問題を取り上げた意味合いの中に、ちょっと私、補足的に申し上げたいことがありまして、私の気持ちのことですけれども。

これはですね、先に黒潮町で2月の15日に行われました環境改善講演会のお知らせということで、町内へ、住民へ回覧で回した資料です。こういうもんが回覧されたわけですが。

こちらは四万十市で7月7日に、中身は一緒なのですが、改善を目指した講演会のチラシです。こちらはチラシで、こちらは何。これもまあチラシですかね、回覧のあれなのですが。

私、ちょっとこれを見て、何言いますか。

あとちょっと延びるわけないですか。いかんですか。

(議長から「どうぞ」との発言あり)

延びますか。

(議長から「どうぞ。5分構いませんよ」との発言あり)

はい。

ちょっと驚いたのはですね。この下に、この講演会への説明会の参加予定団体というのがずっと羅列されておりまして、四万十市、それから四万十市教育委員会から観光協会、国交省の何とか区長会とか、もうありとあらゆると思われるような団体の名前が載っております。これへ31団体載っておりますけども。それで、問い合わせ先が四万十の日実行委員会となっております、四万十市の観光課の四万十川対策係内となっております。

この資料を見ただけの印象で誠に申し訳ないがですけども、この取り組みの差がこのマイエンザでいいますと、四万十市ではどの団体が製造されておるか分かりませんが、何カ所かで販売されている。

例えば悪いですけども、先ほどのタクシーチケットとか、そういったような取り組みもそういうところがあったらいいかなあというふうな思いで質問させていただきましたので、そういうことではないと思いますけども、要らんことかも分かりませんが申し上げて、一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

議長 (山本久夫君)

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

次の質問者、明神照男君。

10番 (明神照男君)

議長のお許しをいただきましたもので、町長に3点について質問致します。

昨日は矢野議員が行政についての質問がありました。以心伝心言うたらおかしいですけど、自分は町の形で、別に口を合わせたわけじゃなかったのですが。町長はじめ、旧の大方町の皆さんには本当に申し訳ないかも分かりませんが、旧の佐賀の人間に言わせてもらおうと考えられんことが多過ぎる。

昨日もちょっと出ちよりましたけど、予算の流用。佐賀にもありました。合併当時は大方、佐賀、2カ所に分かれての行政やもんで多いがも無理もないかなとは思いましたが、多過ぎる。これもね、多い。これやったらね、予算の審議、何のためにしようがやおかぐらいに自分ら思いようわけです。

この間、大方の方がね、大西町長どうぞよいうて聞かれ、自分はね、町長はやる気があるように思うけど、いつかの真紀子さんやないけど、前へ行こう思いよったら誰かがドレスを踏んでおったというような話があった。何かそんなような、周りがやらさんようなみたいなのというようなことを、まあ言うたことで。これは自分の嫌口かと思ひよりました。ほんでまあ、これ遠慮せないかんよと思ひよったがですけど、先刻、同僚議員の質問もあって気が楽になりました。

要は、浜口雄幸さんじゃないですけどね、信なくばいう言葉もある。国民は国を信ずることができんで、何を信じたらよかろうかというような言葉。ちやかすわけやないけど、それは先生ではなくて自分は歴史や

と思うがです。ほんで、昨日の矢野君の言葉ね。あれは自分、おんなし釜の飯を食べちよう人やきにね、言える言葉やないかと自分思うたがです。要は、何をやったかが大事で、自分らはね。と自分、まあ思い。

けど、こんなこと言いよったら時間がなくなるもので、1点目の質問に入らせていただきますが。

自分、町のかたち。戦後68年いうかね、今、国が、かたちが自分問われようと思う。その中で、やっぱ自分、仕事柄ね、食糧の問題はどうなるろうかと。あの当時ね、戦争中、自分ら子どもやったけど、神風が吹く神風が吹くいうてね、ほいで日本は勝つがや言いよったけど、神風吹かんずつによ、戦争が終わってから台風が吹いて稲が駄目になった記憶がある。自分、今の日本は神風でも吹かなあ、これはもうどうにもならんがやないろうかと。首相はデフレ脱却から始まって、消費税、それからTPPね。ほんで、まあ原発の再稼働から外国へも売ろうと、福島原発もあってね。自分、専門的な知識、自分にはないけど、能力もないけど、何か戦前の神風での考え方いうか、思考のようにね、まあ思われるがです。

そういう中で、もう皆さんもご存じのように、この福島の原発の汚染水の問題ね。まあ今日本、三陸沖は漁場は世界三大漁場の海いうことで、自分らも仕事させてもらいようがですけどね。自分、この問題はアメリカの環境団体がこの汚染の問題は言うてくらせんろうかと思ひよったら、この間のことで環境団体どころやないなってきた。そういう中で、自分、町長もいっつも言われるようにね、うちの町は一次産業の町やもんでいうことで、まず第1点。

農林漁業、一次産品は付加価値を付けないかんいうて、国や協同組合いうか、系統はまあ言うわけで。ほんで、現在は六次化六次化言いよるけんどね、自分、末広がりて次は八次化言い出させんろうか思う。そういう中で、うちも地域活性化を目的に道の駅なぶら土佐佐賀が公設民営で来年の春開設。自分これはまあ、ええ悪いはともかく、自治体の六次化やないろうかと思うがです。あそこの場所。進入路に問題があるがやないろうかと思うがです。

これについて執行部のお考えをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、明神議員1番の1、道の駅の進入路についてご質問にお答え致します。

道の駅は、産業振興による雇用の場の確保や、観光振興による交流人口の拡大、地域産物の販売額の増加による地域活性化を目的に進めている事業で、現在、来春の開業に向けて、建築主体工事、機械、電気設備工事等を行っているところでございます。場所の選定につきましては、平成18年から19年度にかけてまして、道の駅基本計画検討委員会、そして平成20年度からは設立準備委員や関係機関と協議し、利用形態、交通条件、周辺条件、施設構成等を考慮し決定した経過がございます。

明神議員から質問のありました道の駅への進入路につきましては、出入り口への安全を確保するため、現地の交通道路状況を基に、国土交通省、高知県警察本部、幡多土木事務所と具体的に協議を行ってきました。この結果、国道からの進入部分は、車両乗り入れ幅員として12メートル、町道側からは4メートルとし、計2カ所となりました。また、歩行者の出入り口は2カ所を計画しています。国道側には右折レーン、滞留長30メートル、減速長40メートルを設置し、交通の安全を確保することにしています。

しかしながら、現地は緩やかなカーブで道路幅員が比較的広いものの、付近に水神坂もありスピードが出やすい区間で、交通量が多いことは承知しています。この危険回避のためにゼブラ線や導流帯や各種の標識を掲げ、安全対策と注意喚起に今後も努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

自分、聞き間違い分かりませんけど、これは前課長のときから入り口は1カ所というような説明じゃったと思うがで。

今、2カ所言いましたかね。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

お答え致します。

国道部分につきましては1カ所で、町道側からの進入路1カ所で、計2カ所となっております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

はい、分かりました。

自分ね、ずっとこの近くのがを見て、2カ所のところもある。見たら。それは何らかの条件が付いてのことやとは思いますが、たまたまこの間自分、宮崎へ行ちよって、都農町の道の駅。そしたら宮崎も含めて、よそはね割とT字の角の所の設置が多いもんで、国道から直接出入りがなきに、まっと出入りの問題はええがやないろうかと思うがです。

そこで自分、まあ実際に始まってどういう問題が出てくるか分かりませんけど、自分ね、この話があったときにうちの専務に話した。おんちゃん反対やいうて。もう時代がそういう時代やないいうて、これは。人待つような時代はもう終わったがやないかと。ただ、佐賀には、黒潮町にはよ、いろいろな材料があると。それを生かしたものをつくって、それで売り行くと。先ほど同僚議員の質問のときにもあつて、自分はその将来の人口のどうか、老人のどうかいうことまでは調べたあれはなかったがですけれど、環境としたらそういう時代。こちらから、待つがやなしに売り行くというような取り組みをするがやったら、まあ、おんちゃんはそりゃやってもええとは思いますが。あこで待つだけというような考えはもう終わったがやないかいうこと自分言ったわけです。ほんで、そういうがで。

ほんで、ただ自分、何かうちの従業員らが担当でやらせてもらうとかいうような話でいろいろ検討しようけど、こちらの要望をひとつもとは言わんけど、ほとんど聞いてもらえんという話のがで。ほんで自分言うた。やる以上は、良かったねいうことに努力せないかん。けど、そういうことが見込めんがやったら、もともこの事業は商売人が考えた事業やないがやき、おまえらが商売人として、商いとして考えたときに、やれんがやったらやめないかんいうて、みんなに迷惑掛けるきいうて、自分は話しよります。

そういう中で、先ほどの車の入りにしても、都農町のところは信号機がちゃんとあるきね。それからね、今言う、うちで言うたら町道や。ああいう道もある。わざわざその国道へ直接出んでも大回りしたら出れる。ほんで自分思うたがは、あら、これはお宮行く道をよ、そういうように広げてやるがもなかなか。あの道だけ単独で広げるいうことはできんけど、こういう事業を生かしてあの道広げてお宮へ行って、お宮から下から上へ上ると。それから、こちらからも下りもできるということも一つの選択やよと思うたことですけれど。これは課長は課長の仕事があると思うがですけれど、やっぱ町長そういう問題とかね、それからその中のよ。

ほんで自分ね、こんなこと言うたらあれですけれど、行くところで道の駅へ入ったら中もずうっと、便所から始まってずうっと写真も撮ってきて、どんなにやりようやおかど。ほいたら、うちの食堂の設計はよ、店と中で分けちゃあね。あんな設計ね、自分ら買い物に入って、ご飯食べるところがあったらちょっと食べろっかという気持ちになる。けれど、真ん中仕切っちゃうよ、どうもあの図面、設計図では。あんなことじゃね、ご飯食べろっか思うて入った人がちょっと買おうかいう気もならんし、ちょっと入ろうか思うて買い物に入った人がよ、というようなことも考えられるがですけど。

町長、先ほどのネック。宮川議員のネックがあったら、それを解消するがが行政の仕事やないろかいう問い掛けもありましたけどよね。今の設計、そのままですかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまでも運営母体と協議もさせていただきまして、かなりの変更を要してございます。

それからもう1つ。これ通告書にもございますけれども、あくまでも公設民営でございまして、そもそもこの協議をスタートしたときは公が建てるので、建物については運営母体は関係ないよね。スタンスはこうでした。しかしながら、自分たちの方がそれでは駄目だろうと。もう運営母体として公募をしないということになっていますのでね。それならば、しっかりと建物の建設の場、地点から、しっかりとご協議に参加していただくべきであろうというようなことで、当初の計画からすると相当運営母体のご意見も取り入れたところでございます。

ただ、運営母体から言われているのは、その総工費ですね。運営母体としては、その後の経営。つまり総工費を割り戻して家賃の設定をさせたいだけわけでございますから、できるだけその家賃の低減を図れるような施設にさせていただきたいということでございました。

しかしながら、これ公設でございまして、例えば今のしっかりとした建築基準に基づいたものにしなければならぬ。あるいは、なくてはならない施設はしっかりと造らなければならぬ。こういったことの制約があるのは、公設の場合はどうしても必要でございます。こういったところもぜひご理解いただいでですね。

先ほど、何も聞いてくれんと言われましたけれども、何を聞いてなくて何を聞いているのかということをしつかり整理していただいて、それからご質問いただければと思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

いや自分、何にも聞いてくれんとは言わざった。1つばあは聞いてくれようかも分からん言うたと思うがですけど、それはあれとして。

現実に、今、町長おっしゃるようにね、取り組んでくれてはおると思うがです。思うがですけど、自分ね初めにも言わせてもろうたように、あこは場所が悪い。これはね、あれ観光会社の社長の話。自分が船造ったらね、やっぱ船造ったばあの水揚げはその年せないかんがねいうような話の中で、明神さんそうかよ、うちらもね観光バス買うたらね、5,000万の観光バスやったら、年間にやっぱり5,000万ばあ水揚げせないかん、売り上げせないかんいうような話から始まって。そのときに、一番の問題はカーブは駄目やいうて。まあ、あの、ゆういんぐ。あこ今、カーブですけれどね、いうようなこと言われみたらそういうあれが。まあ、それは分かりました。そういうことで。

ほんで、自分先にも聞いてもろうたように、いかにやあやったらいかんぞと言うちよります。ほんで、今ま

での経過もあるき、ほいたらやめろいかいことはせんとは思いますがですけれど、結果としてあこで道の駅ができて良かったねいうことにせんといかんと思うもんでね。ほんで、進入路の問題らからしても、自分は危惧（きぐ）しておるがですけれど、まあそれがね、自分の危惧（きぐ）で終わったらええことすけれど。

そういうことで、自分は結局、安全でね、来てくれ入ってくれる人がね。それから、中へ入ってまた来うかというよな。1回、2回は誰でも来るがやきね。その後に来てくれるかどうか。それから自分言うちよります。たたき買いじゃいかんぞと。あれもあるき、ほいたら佐賀行こうかというよなものを作らないかんいうて。まあ、これはやってみんと商売は分からんことやき、今からとやかく言うてもいきませんけれど、まあ町長おっしゃるように、できるだけこちらの要望いうかね、それも聞いてくれるいう話ですき、そういう形で進めていただきたいと思います。

それから2番目の、新産業の創造で缶詰の事業。

これ自分、6月にもちょっと質問し、それから同僚の議員も質問がありまして。ほんで自分、6月のときにも事業計画どうぞよと聞きました。ほんで、事業計画の中の数字も資料も頂きました。自分ね、数字は、申し訳ないですけれどよ、信用ならんと思う。数字はいつでもできるがやきね。問題は、計画に出した数字を実現するための努力をするかせんかです。と自分は思うがです。

そういうことで、まあ自分この質問にはそれからの経過いう質問ですき、お願い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

新産業のご質問について答弁させていただきます。

本議会前の全員協議会ならびに昨日の西村議員のご質問にもお答えさせていただきましたので、ほとんど新たな答弁材料を持ち合せていないところでございますけれども、西村議員のご質問に際しまして答弁させていただいていない部分につきまして、補足も兼ねて答弁させていただければと思います。

まず、商品そのものについての流れでございます。基本的には6つのポイントがあって、その流れを一貫して回していくということに考えてございます。

まず、当然のことながら商品MD、企画があって、そして試作があると。それからテストマーケティングを打って、今度は品質管理の段階に入っていくと。さらに、それを合格点がいただければ本格的な製造を始め、それが売り上げとなって収入を得ると。こういった流れをずっと回していくということでございます。

この6つの流れの中で現段階まで来ているところは、この試作の段階のところでございます。ただし、この試作も最終的な試作ではございませんで、これからテストマーケティング、あるいは実際に店舗に並ぶまでには、まだ数回、多いものでいきますと、商品によっては10回ぐらいの品質調整を施した後の品管ということになろうかと思っております。

これがまず商品としての流れでございます。

それから、昨日も申し上げましたが、これまでの経過ということでございます。

6月議会以降も引き続き、今回提案させていただきましたラゴ機能をはじめとする施設計画ならびに想定販路との協議も始めまして、それらを含む販売計画ならびに商品企画のブラッシュアップ。こういったものをメインに取り組んできたところでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

自分も6月にも聞いていただいたことですけんどね、初め町長に説明いただいたときは、これは面白いよと思いました。災害時の非常食。

ほんで、これもまた6月にも言わせてもろうたことですけんどね、自分、場所をね、浸水に心配ないところと自分思いよりました。今も民間、関東から西ね。民間の企業の方もよ、そういう選択しよるがですきね。ほんで高知にしても、高知市とか南国。行政が企業に出てもろうたら困るきよ、高台をいうような取り組みをしよる中で、自分この前の説明のようによ、非常食作る。ほいたら、その保管はどこへするがやろ。

一番の問題はね、自分思うがは、これはいつ来るか分からん。分からんけどよ、災害が発生して被災して周りが駄目になったときに物を作れるいう、自分それやと思うちよったがです。ほんで自分は、今も聞いていただいた高台というように思ひよった。ほんで自分、果たしてその今の位置でよ、いうことを思うときにまあ町長がね、そうそうたる人を人選してからよ、企画した事業やき悪いことはないと思ひよる。

ただ問題はね、企画をした人は企画することでご飯を食べよう人やきね。事業を責任持つ人やないがやき。事業責任持つ人やないきに津波が来たたら駄目になる所へもう建ちゆうと自分思うがです。そこをね、町長。まあ、そらいろいろな事情があつて、自分は一応選定したとは思ひよるがですけんどよ。思うがですけんどね、自分は事業には賛成やけど、あそこへ事業するということには、そうかよいうわけにはいかんがですけんど。

その位置は、町長、何とかいうことは考えられんもんですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

これまでご説明させていただきましたように、早咲に建っておりますあの加工場。これの隣接地に計画どおり進めさせていただきたいと思ひよるがです。

立地に際しましての判断基準は、これも重複致しますけれども、まずはスピード感が最大限に担保できるということ。これがまず大きな1つの利点でございます。

それから、もう1つは総工費。これは町有地でございますので、用地費も含め、かつ既存の施設のボイラーの分岐。こういったように、既存の施設の機能も若干お分けいただくといいですか、使用させていただくことで、総工費の低減を図ることができると。こういったことから、あの立地を選択させていただきました。特に、本社工場。想定しております本社工場につきましては、当然のことながら浸水区域外に建設すべきであると、そのように思ひよるがです。

昨日の答弁でも申し上げましたが、今回のラボ機能。そもそも本当のラボ機能のみの施設から協議を始めてまいりました。いわゆる研究であったりとか、開発であったりとか、試作であったりとか。しかしながら、その後、早急に想定される販路との協議が始まりまして、もう製造に着手すべきであるという判断から、最低限の製造能力を備えたものということになりまして、今の規模になったということになってございます。

いずれにしても、備蓄であるとか、災害食であるとか、そういったコンセプトに基づくものでございまして、議員がおっしゃられるように、しっかりと浸水区域外に本社工場は設立させていただいて、皆さんにご安心いただけるものにさせていただきたいと。しかしながら、今回のラボとして挙げさせていただきました予算につきましては、現行計画で進めさせていただきたいと思ひよるがです。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、話は分かりました。

ほんで、その経営、運営も第三セク、三セクかね。自分、6月にも聞いていただいたようによ、第三セクターでもね悪いことないと自分は思うがです。問題は人次第。

先到的話やないけどね、どういう努力をするか。それから、どういう責任を取るかやと自分は思います。それができりゃよ、数字がこういう数字です。そのために努力を。そしたら人間やきね、結果は付いてくるがやきよ、今からええ悪い言うても自分はいかん思う。要は、努力をするか。それから、責任を取れる人かどうかじゃないかと思ひます。

それで、ほいたらまあ2点目の新産業創造事業はあれして3点目に入りたいとは思ひがですけども。

お昼前になりましたもんで、議長、休憩をお願いします。

議長（山本久夫君）

明神君の一般質問の途中ですが、この際、1時30分まで休憩します。

休 憩 11時 56分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

明神照男君。

10番（明神照男君）

続いて③の、国はTPP協定会議を聖域前提で協議に取り組んでおりますが、皆さんもご存じように、この聖域というのが、まあいうたら台風前のようにこう怪しいなってきた、天気のようにね、と自分思うがです。

そういう中で、まあ私たち水産関係では、福島汚染水の漏えい。それで、水産物だけでなく農産物なんかも、沿岸の県だけやなしに内陸の県も対象になっちゃうようなこともあり。そういう中で、まあこのTPPが進んでおるがです。私は何回も聞いていただくように、食糧の問題は必ず出てくると思ひております。

そういう中で、その食糧危機いうてもいつ来るか、それこそ地震と同じように分からん問題ではあります。自分このTPPの問題は、加入してもせんでも食糧の問題、自分は出てくると思ひちゃうもんで。ほんで、もし食糧の問題が出てきたら、あれはやっぱりTPPに入ったきにこんなになったねいうメディアの話が出てくるように自分思うてね。ほんで、そのときに初めて、まあ1億の人。百姓さん、漁師以外、それから食糧生産の仕事にかかわっちゃう以外の人、初めてこの自前の食糧の生産ということがやっぱ大事やねというような理解が自分は出てくるがやないろうかと、出てくる。そしたら、まだちょっとでも日本の一次産業に力が残っちゃうときに出てきた方が自分は良いように思ひ中で。まあ聞かれたら分からんけど、あていも早うTPPに入つて食糧の問題が早う出てきたらええと思ひき、入りたいう人が多いがやったら入つたらええわというようなこと聞いてもらうわけですが。

そういう中で、加入はもう今の情勢ではね、何とか政府は入るようにアメリカとも話し、ほかのあの11カ国、話しよるきに入るようになるがやないかと思ひますが。そのときに、うちの町の一次産業にどのような影響が出てくるか。食糧生産額が減るか、まあどういふ影響か分からんもんで、増減の予測。

それで、国は10年で農業所得者の所得を倍増というように言っておりますが、うちの町としてこの問題に対してどういふ取り組みをするかいうことを質問致します。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

明神議員の1、町のかたちについての1の3のイの、町内一次産業の食糧生産額の増減予測、および国は10年で農業者所得倍増と言うが、黒潮町の取り組みについて通告書に基づいてお答えします。

高知県は日本経済新聞に、TPPの参加によって関税が撤廃された場合の県内への影響を試算した予測を掲載しています。

この試算は、2011年の農業産出額958億を基にしたもので、13.4パーセントに当たる128億8,000万円が減少すると予測をしています。この試算は、政府の試算を基に同じレベルで県内の主要7品目に当てはめて試算しています。その中で、米が最も影響を受け、関税がすべて撤廃されて対策もない場合は、125億円の産出額が70億減少すると予測しています。

牛肉は、産出額が12億円が6億6,000万円減少し、かんきつ類は5億9,000万円減る予測をしています。

また、林業産出額2,500万円、水産物は29億円、それぞれ減少すると見込んでおります。

一方、製造品出荷額は110億円増加する予測で、輸出の増加額がすべて製造業の生産拡大につながるとして算出しています。

このように、高知県で13.4パーセントの減少予測を行っていますので、当町も同様に減少予測が考えられます。

また、政府与党が打ち出した農業・農村所得倍増目標10カ年戦略の実現に向けた重点項目については、14年度の概算要求では、増額の予算要求を行っています。中でも、都道府県段階で農地中間管理機構を設置し、担い手への土地の集積、集約化を目玉にしています。

当町としても、遊休地の削減、担い手対策事業、地域農業の維持、活性化等の事業経営の安定に向けた取り組みを行っています。今後、国の事業計画を活用した農業振興と地域づくりを一体とした取り組みを行っていきます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

申し訳ないですけど、私、県のがへ、町がどうなるかいうことを、数字をお聞きしたんですけど、分かってないですかね。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（野並誠路君）

先ほども申し上げたように、県が13.4パーセントの減額になります。

町としても、その程度減額になると思います。

また今、水稻にかんして、町として平成23年度のJAはた農協の大方支所の販売実績に当てはめてみますと約7,050万円です。県の予測の、米は56パーセント減少ということになっておりますが、当てはめた場合は3,948万円の減少が見込まれます。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあね、減少。ほんで問題は、そのことによって町にどれくらいプラスの面が考えられるか。まあ一般論で言うたら、主が一次産業の町やきに、それほどプラスの面は考えられんとは思いますが。ほいたらどうしょう

かねえと、どうせないかねえということが、まあ問題に一番なってくる。

ほんで、そこでしたけれど、自分が聞きたいと思うたのはね。行政がそういう問題をどこまでつかんでいるかでしたけれど、まあ、このイのあれは分かりました。

ほんで2番目で、あのTPPで制度資金のやち、これ私事いうかね、漁業関係では。これ百姓さんにも関係するがやないろうか、燃料の問題らあで出てくるとは思うがですが、そういう問題。それから、自分らにしたら、安い肉が入ってくるき魚の値段が下がらあせんろうかというような心配がされております。それで、まあ。

けど、それは自分思うにね、あくまでも個々の問題。事業主。一人で行きよう人は一人の人の問題やと、自分思うがです。ほんで、それを行政にどうしてくれこうしてくれというような考えはそれほど持ってないがですが。ただ問題としてね、これ自分らの漁業の問題にしたら皆さんもご存じだと思いますけど、マグロの問題が出てきたわけです、今年ね。ほんで現在、まあこれも皆さんもご存じのように、大体ホンマグロが7割は日本で食べて。それから、輸入もあるき8割ばあは食べよる。ほいたらウナギと一緒に、これもまあ絶滅危惧(きぐ)というような問題が出てくる。現に出てきちようわけです。

そういうことで、まあ来年からですけど、19トン、それから自分らあにはカツオが主体やきあんまり関係ない。影響は小さい。影響がないいうがやないけど小さいがやないろうか思うがですけど、佐賀の場合で言いますとひき縄で、沿岸で一日帰りで操業しよる人が、昔はカツオが終わったら夏枯れいうて漁がなかった。それが養殖のための稚魚を釣れるようになって、ほんで働きになりよった。それがまだ来年、規制まではいかんがですけど、承認。今までは釣りたい人が釣りに行って、まあ今年もう登録制、申請せないかんなつちようがですけど、来年からはもう承認制になって、まあいうたら許可もらわないかんいうような仕組みになってきて。ほんで、すぐに影響が出るとは思ってないがですけど、昔は自分らがヨコをなんぼ釣ってもね、資源がどうのこうのいうことなかった。なかったがが現実には、今そういうことになって。

まあ自分ね、規制するいうがも、あれが1万4、5千隻。まあ高知だけやないけど漁業者がおって、その人らが釣るき問題ある言うけど。自分この前も東京でね、ほいたら、こればあのこんまいがが卵産む。20キロ、30キロ、50キロなるまでの生存率どれくらいですか言うたら、分からん言う。ほんで、自分はそれほど問題はないとは思ってんですけど、結果としてそういう規制が出てきた。

ほんで、そこで町長は、この漁業関係の全国の組織があって、そこへも出席されてというようなこともありますが、そういう行政の組織の中で働き掛けいうかね、これは。まあ、もう資源が大事いうことはこれは一番やき、考えの。けど、そのことによって大手の水産会社らは網で取って、ほんで養殖しよう、蓄養しよう。まあその人らも規制はされよるがですけど、うちの沿岸の人らは申し訳ないけど、明日食べるものを今日取るような厳しい環境の中にあるわけですきに、行政として。先に言うたように、何してくれかにしてくれいうことやないけど、どういう働き掛けを町長お考えなっておいでるかお聞きします。

議長(山本久夫君)

海洋森林課長。

海洋森林課長(浜田仁司君)

失礼します。

明神さんの質問ですが、ちょっとお尋ねしますけど、この1の口の④の、今のは質問でしょうか。

(明神議員から「いや自分、③の口の」との発言あり)

③の口ということですか。そうですか。

(明神議員から「はい」との発言あり)

妙案がないかいうことの質問ですか。

(明神議員から「はい」との発言あり)

はい、分かりました。どうも失礼しました。

明神議員の、町のかたちについて、(1)、③の口についてお答えさせていただきます。

妙案がないでよいだろうかということですが。誠にすいませんが前回は申し上げたところですが、妙案は持ち合わせておりません。

現在、TPP 交渉の中で町の対策として、現段階で明確なものは持っておりません。前回は申し上げましたように、情報収集かと考えております。

情報としましては交渉の中で、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどは漁業補助金の原則禁止を提案しており、日本においては漁業などインフラの整備や漁業者の所得支持などが懸念されるため、漁業補助金の維持が必要であります。このことにつきましては、4月に高知県が、8月に全漁連・県漁協・信漁連会長会議が、国に対して要望活動を実施しております。

また、近々の問題としましては、佐賀統括支所における25年度カツオの水揚げ量が8月末現在、昨年度比で水揚げ量55パーセントの323トン。水揚げ金額、昨年度比42パーセントの1億4,148万4,000円となっております。活餌の県内での供給を考えても、土佐沖へのカツオの来遊は減少していることが今年は顕著に現れており、水産資源の回復策として、日本近海へのカツオの来遊の量や水揚げ量を増やすため、過剰漁獲が懸念されている中、中西部大西洋での巻き網漁の漁獲量や漁船隻数の制限など、資源管理の構築を実施するように、引き続き県、国、関係機関に要望していく考えであります。

以上です。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10番 (明神照男君)

いや、課長すいませんでした。自分、1番の3の口と。それから、もう4番もちょっと一緒にあれしたもんでね、すみませんでした。

いや、6月にはよ、そうやね、妙案ないいうて。けんども、自分思うによ、課長はよ、まあ朝晩いうたら漁師の人の声聞ける所においでるきにね、自分、妙案ないことないと思うがです。けんども、町長がない言うちよけいうて。そんなこと言わんとは思いますがですけんども。思うがですけんども、まあ課長はない言う。妙案ないことないと思うに。あの矢野議員の質問のときもよね、船造ったらどうかという話もあったに。自分、それから6月にも、まあこれいろいろ問題あるけんども漁業公社とかよ。ほんで、そこで船造るということも自分聞いてもろうた。

これはまあ課長に言うても、これはいかん。現実に町長がそうやね言うてくれんことにはね、いかんことやけんどもよね。申し訳ないけんども、自分は。そらいろいろな問題あります。今の船主さんもおいでる。いろいろの事業主体のね。それから一人で行きよう人もおるきよ。難しい問題やけんども、自分ね胸張って言える思うことはね、佐賀の漁師は腕あると自分思うちよう。これは。これ自分、もう何年も前の下村前町長のときからも聞いてもらいようことやけんどもよ、まあ、こんなことはできんことやき思うて自分言わせてもらうけんどもね。町で船やってみ、町長。こんなこと言うたらあれやけんども、ほかのね仕事するよりずっと働きのある町やったら。町がやる言うたら国も銭貸してくれる、安うに出してくれる。ほいたら雇用もよ、7人、8人、10人できる。残念なことに、今。先にも聞いてもろうたように、小釣りの人がね一人で沖行てよ、ひき縄しても油がこんなになって、それから魚もあんまり値段も出ん。ほんで、ちょっと漁でも少ないいうたら漁によろ出ん。

前も聞いてもろうたけんども自分ね、事務所へ行くに市場のとこ通る。自分らが子どもの若いときはね、天気

のええときにね、船は港におらざった。今ね、おる。大げさなけんどもね、その船見たらね、自分涙が出る。遊びよう、なんちゃ仕事しよらん。船に申し訳ないいう気持ちです。

この間、一日、二日ね、みんな船が出ちよった。ああ良かった思うたこともあった。そういう人をよ、それこそよと言われるね、ないものねだりやなしによ、あるものをどう生かすということがよ、自分は一次産業の町には大事なことやないかと思う。これは、漁師にしても百姓さんにしても一緒やと思う。

そういうあれでよ、課長、もう1回聞くけんども妙案ないかよ。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

もう1回聞かれてもまあ、妙案いうがはないです。

明神さんがおっしゃるように、その船の建造いうことですけど。これも前、去年ですか、1回答えたことがあろうかと思いますが、県が主導で橋本知事のときに、主導して造りよったときに漁連が債務保証ですか、引き受けれんなってつぶれたいうようないきさつがありますので、そこらへんが合意できるかということですけど、そこらへんは町長も相談してですね。

建造となればまた大きな問題ですので、考えさせてもらいたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

課長おまん、課長が心配されることも分かるけんどもよ。あつもんに懲りたらいかんがやき、今は。現実にあのころはよ、ああいう社会の状況やった。けんども今はよ、違うてきたがやき。これ課長ね、町長に自分お願いしたいこと。これは。

そしたら、まあいろいろなお考え方があるきね、自分が言うようなわけにもいかんとは思いますがですけど。まあ、妙案の、み、ばあでも考えてください。

それで次、4の、6月の県議会にあの漁業法の質問がある県議から出てね、ほんで水産振興部にも自分、町に国にも、もうそれこそ県の振興部の部長さんあるときの、もう明神さん耳にたこができたいうて言われたことがあります。ほんでここに、町長先に言わせてもろうたようにね、あの全国の漁業関係の市町村の組織があるわね。これ、うちだけの問題やないと思うがです。これは。

そういうとこでね、自分まあ言葉はあれですけどね、確かに国はいろいろなことやってきてくれちょう。けんどもね、残念なことにはね、その育てた木がよ、育っておった木がね、太り過ぎて、なった実が熟し過ぎて落ちてしましようかね。まあよく言われる、農業のことはもうですけど、あの漁業。竹村健一さんがよう言いよった。金掛けて港造って、港が釣り堀になっちょう。町長も聞いたことあると思う。

結局ね、あるとこまでの取り組みやと思うがです。けんども、それを生かすこと。それが自分は、この全国の漁業関係市町村の組織。そういうとこを国に、分かりましたと、けんどもそれじゃいかんと。田舎はこうですということが言える場じゃないかと思ひまして、実になる取り組みを考えられないかいう町長への質問です。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは明神議員の、町のかたちについて(1)、④についてお答えさせていただきます。

6月県議会の漁業法の質問ということですが、6月県議会の漁業法の質問は明神健夫議員が、漁業資源の確保へ個別漁獲枠制度を国へ訴えよとなっております。

漁獲枠制度のこの内容につきましては、漁獲可能量を漁業者または漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁業を禁止することによって漁獲量の管理を行うものです。

メリットとしましては、個々の漁業者に一定の漁獲量が割り当てられるため、漁獲競争が排除されるため、過剰な投資が抑制される。

2番目として、各船に割り当てられた漁獲量を、できるだけ低コストで高い魚価で得られる時期に計画的に使うことが可能となり、操業の効率化の改善が図られる。

3番目として、割当量が権利化して、水産価値として認められることにより、資金の借入れが容易になる。

デメリットとして、1番として、適正かつ公平な割当量、または個別割当方式の導入について漁業者の賛同が必要になるということ。

2番目として、個々の漁業者の漁獲量を迅速かつ把握するため、多数の管理要員が必要となること。多大なコストは掛かるということです。

もう1つとして、割当が権利化することにより、漁獲可能量の変更が難しくなるということが考えられます。

国の考えは漁船隻数が多く、漁港が点在する全国の自治体を照らすと導入は適切でなく、今後の課題としています。

高知県は少量多種の釣り漁業が主体の小規模経営の沿岸漁業者が多く、直ちに導入することは課題が多く、関係機関の動向を把握したいとしております。町と致しましても、漁業者の賛同、割り当ての漁獲量、隻数、経営規模など、どのようにこれから決めていくのか漁業者間の協議が必要になることが考えられます。高知県漁協の考えも伺い、調査を考えています。

また、ご質問の全国漁業関係市町村組織もあるが、実になる取り組みは考えられないかということですが、町長は、全国市町村水産業振興対策協議会の四国ブロックの常任理事をしており、関係者の意向を把握したいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

全国組織でどのような提案を行っていくかということでございます。

これまで、多分この協議会の常任理事会および理事会、そして総会は欠席したことはないと思います。これまでに3度ぐらいの意見発表ならびに常任理事会での発言の機会がございました。その中で絞って発言をさせていただいているのは、これまでも議会でも答弁してまいりましたが、まずあのWCPFCの枠組みの中でカツオの漁獲量を多国間で資源保護スキームをしっかりと確立してくださいということです。そのためには、先日多分ご参加いただいたと思うんですけど、科学小委員会の承認が、科学的データの根拠として承認が要るわけでございます。とにかくここをまず全力でお願いしますということを水産庁にもお伝えしてるところでございます。

これはどのようなことになるかということ、とにかく今ですね、カツオ資源はまあちょっと危ないけれど、まだまだ大丈夫ですよというのが国際合意であろうかと思えます。自分たちは日本近海の周辺部でございます、来遊量が減りますと一番影響を受ける海域でございます。そういったことを考えますと、最も影響の出やすいわが国が声を上げる必要があると。ただし、そのためには多国間合意の前に国内合意をする必要があろうかと

思います。それをもって多国間の交渉の武器とするというのが水産庁の多分考えだと思いますけれども、その具体的な国内の合意形成について、議員がたびたびご指摘いただきますあの TAC（タック）を使うのか、あるいは総量規制にするのか、あるいは操業日数の規制にするのか、ここまでの具体的提案には至っていないというのが現状でございます。

先日も、その WCPFC の枠組みの中でのマグロと同様の資源管理の措置期間をしっかりと 3 年間設けてくださいという発言をさせていただきましたが、これ、ほんとに意図的かどうか分かりませんが、政策提言集から削除されてしまいました。これ、直ちに文句を協議会に挙げてですね、直ちに補足資料として添付しますということでございました。

しかしながら、ご承知のとおり、自分たちが最も規制をしたい海外の大型巻き網船。これらにつきましても、国内にもやはり関巻きがあるわけございまして、ここの合意形成をどうやって図っていくのか。これは私よりも資源管理問題の検討会にご出席されている明神議員の方、詳しいと思いますけれども、まずここが一番の至難を極めるところではないかと思っております。

そのような際に、再度その巻き網の方ともお話し合いをさせていただき、その上で、先ほど申し上げましたように TAC（タック）なのか、あるいは総量規制なのか、操業日数なのか、こういったことを具体的に詰めていくと。ただし、今の漁師さんも大変厳しい経営環境でございますので、短いタームで効果を出そうとして過度な規制をするとですね、今の経営体にも圧迫を、経営圧迫をしかねないということでございまして、ここが非常に科学的データに基づいた対応が必要であろうかと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ、お二人には申し訳ないですけどね、国、それからね、系統。やれんための理屈ばっか。自分に言わしてもらうたら。

自分、水産庁の担当者にもあっさり言うが。自分らね、国からこうせよ言うたらね、いかんいうこと言えんぜよいうて、みんな従いよいうて。ほら、漁業者の問題があるとかよ、今おっしゃるように経営の問題。いや自分ね、これでずうっと良うなりようがやったらかまん。けんど、どんどんどん悪いなりようがやきね、これは。ほんで、これは申し訳ないけんどよ。課長、高知のあれらにも聞く言う。一番ええ例がね、あの宮城の問題。あれ、特区の問題が出て、みんな反対した。高知は反対できんと思うぜ。自分の考えでは。

いうがはね、先のヨコワは、マルハさんとかよ、極洋さん。あの人らと一緒に仕事しよう。理屈一緒やに。と自分は思うが。自分の考え方ではね。まあ、そんながでよね。

要はね、自分いつも言わせてもらうが。残念なけんどね、この県議の明神さんのお話のようによ、取った者勝ちやき。狩猟やきに。ほんで、自分はいかん言うがやき。勝つ者だけが残れる。けんど、残念なことにはね、今度勝った者の中でいじめ合いやき。結果として。自分が残るにはよ。

国はね、船が多過ぎる言う。ほんで、自分言うが。おまんら 8,000 隻おった船がよ、実際動きようがはね、もう 1,000 隻になっちゃよいうて。それで船が減って良うなったかよいうて。船が多いき、漁師が多いき悪いがやないと自分は思うちょう。無駄な競争しよう。無駄な経費を使いようきよ。

ほんで、何回も聞いてもらうけんどね、自分言わせてもらうように 10 ノットのスピードでやったらね、油ね、今使いようがの 3 割でええがやき。日本の産業でね、今コスト半減できる産業、自分ない思う。けんど、漁師はやったらできるが、半減。

まあ、こんなこといつまでもあれしてもいかんきに分かりました。

そういうことで、まあ課長、妙案を考えてください。

ほいたら、次の消費税の問題に移ります。

ほんでこれ、もう消費税も大体来年の4月はね、そういうことで進みよう。ほんで、町にとったらよ、地方消費税が入ってくるきね、悪いことはないがよね。けど、電気代は上がる、来年の消費税と一緒に郵便。まあ近ごろもう郵便もあんまり使いよらんけどよ、公共料金が上がる言いよう。

そういう問題を控えて町はどういうお考え、取り組みをお聞き致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

明神議員の1番目の(5)⑤、消費税問題につきましてお答えをさせていただきたいと思います。

今、明神議員さんも申されましたけれども、政府は10月初旬には消費税の引き上げを最終判断するであろうというような報道がされておりまして、町と致しましても、現在その動向を注視しておるところでございます。国は今回の消費税の引き上げの目的は、皆さんご承知かもしれませんが、毎年膨らんでおります医療費や介護、年金、国保などの社会保障への対応や、国の財源調整が必要ということになっております。

町と致しましては、この消費税の引き上げにかんしましては、国保財政安定化に向けた国費の拡充のほか、きめ細かな社会保障制度を充実させるためにも必要な措置ではないかというふうに考えておるところでございますが、一方では、先ほど議員からもありましたけれども、町の地方消費税や地方交付税の増額にはなるものの、住民の皆さんには一定の負担が生じるということになりまして、町経済への影響もまあ心配されるところでございます。

このため、国は低所得者対策も考えているようでございますが、町独自の対応は取れませんので、町としては国に安定的な社会保障制度の充実を求めるとともに、低所得者の負担を低く抑えるための措置などを要望していかなければならないというところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、この問題も町で、副町長おっしゃるようにならざる問題やないけど。けど、現実にほんまに厳しい人が町の中にも出てくる。それを、やっぱりどうするか。おっしゃるように、医療の問題、福祉の問題ね。片一方で金が要るき、やむを得んということも分かる。分かるけどよ、安倍さんは3分の2は戻す言いようがよね。ほんでまあ、もうそんなことここでどうこう言うてもよ、どうにもならん問題やきに。まあ自分は町として、そりゃ国の県の問題もありますけど、これ町長にね、ほいたら佐賀の町はこうしようと。別にお金どうこうじゃないがです。を、考えていただけたらありがたいと思います。

次の2番の環境の問題。

まあ自分ら今までね、山を守り、川を守り、それが環境、温暖化の問題思うてきた。けど、去年、おとしのあれからよ、地震に津波、原発。ほんまにこればあ環境を壊すもんはないと思うがです。そういう中で、場合によったら伊方がね、再稼働第1号やないろうかという話が出てきよりますが。これはなかなか難しい問題ですけど、難しいきに自分、町長にお聞きします。

その問題、伊方の再稼働に対して、何回も聞かせてもらうことですが、前と今とは状況が変わってきたもんで、どういふお考えをお持ちですか、という質問致します。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松田春喜君）

それでは明神議員の、原子力発電の環境問題ということでお答えをさせていただきます。

伊方の発電所については再申請を今出しておりまして、審議をされておるといふふうに聞いております。大飯原発の方が即最近ですね、始まったといふふうに今日の新聞にも出てましたけども、伊方の方はもう審査をしておるといふふうに聞いておりまして。その審査については国の方のをやっておりますので、自分たちの分かる範囲ではありませんけども、伊方は事故があった場合、対岸の火事ということではありません。災害の地域防災計画というのを高知県の方が12月に策定したといふふうに聞いております。

これに沿って、町の中でも地域防災計画の中に原発の事故があった場合を想定して、予防などを定めたものを作るように今検討をしている状況です。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、この問題もほんまに自分どうにもならんと思うちょう。2、3日前もNHKのあれでね、アメリカから入ってきた調査団、福島の話をしよったけんども。計画、対策。けんどもう福島そのものがよ、どうにもならん。

ほんで自分ね、あれ見もって思うた。あら、これはソビエトかね、この人らが商売、あの人らの商売するに原発造って事故を起こさせようがやないやおかとね、自分思うてね。それはそれでかまんけんども、現実に自分ら、今言う福島の問題ね。起こるか起こらんかの話じゃ、自分ないと思うがです。もう起こると。ほんで、アメリカは起こるいう。日本はないやった。アメリカは起こる。ほんで起こるき、どうせないかんかいう取り組みをしちょう。問題やと思うて。

まあ、ここでね、自分らがどうのこうの言うてもいかんきにあれですけんども。今まあ、課長には申し訳ないですけんども、自分はね、もうそういう時点、レベルの問題にないなってきたように自分は思います。思うちよります。ほんで、大変なにゃあと。これはまあ自分らもあれやけんども、今の若い人、子どもさん。自分ね、申し訳ないと思うちょう。今まで自分らが電気電気言うてきたことがね。

分かりました。

それで3点目の災害の対策。

まあ、自分もここへ書かせてもろうちよるけんども、佐賀保育所の高台への移転とか避難の問題が出てきておる。自分はね、今、町がね、避難道とか対策。来たらどうするかという取り組み。これ、ありがたいこと。それはせないかんことやと思うがです。

しかし、自分は来ると思うちょうきね。いつか分からん、そんなに遠ないときに。ほいたらよ、来たときにどうするか。それから後、どうするか。復旧、復興。それがね、もう来ることは、日本におってよ、太平洋側の南海トラフに関係しちょうとこにおつたらね、もう逃げるわけにはいかんがやき。来ると自分は思うちょう。問題は、繰り返すけんども。来て、駄目になったときに、駄目になったときからどうするかいうことを持つちよる町と持ってない町。自分らの民間も一緒です。

自分、先ほどの缶詰のときにも聞かせてもろうたけんども、聞いてもろうたけんどもね。被災した後どうするかいうことが自分は大事な問題やと思うて、ここに復興の対策。

それからまあ、具体的なあれでたまたまここへ書かせてもらいましたけんども、東北の方ではその土地の区画

がはっきりしてないきに分らんき、復旧、復興が遅れちよるというようなことも言いよったもんで、ここへも書かせてもろうちよります。

そういうことについてお聞き致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（森田貞男君）

それでは、通告書に基づきまして明神議員の3番、災害対策についてのカッコ1、被災前の土地境界確認についてのご質問にお答え致します。

まず初めに、被災後の復旧、復興対策につきましては、ただ今、情報防災課の方でも地域防災計画の見直し等を行っての状況でございます。

私の方からは土地境界の確認のことについてお答えを致します。

地震や津波、土砂崩れなどの災害が発生した場合、現在の公図では、ほとんどの土地が緯度、経度と関連付けられていないため、元の位置や区画を再現することが困難となることが予想されます。これらの土地の境界の確認に時間を要し、復旧、復興対策に支障を及ぼすことが大変懸念されます。

実際に、平成7年に発生しました阪神・淡路大震災や、平成23年の東日本大震災では、事前に土地境界確認、いわゆる地籍調査を実施していない地域におきましては、土地の境界に手間取り、災害復旧の障害になったといわれております。

こうした事態を避けるため、地籍調査を実施しておけば、各筆ごとの土地の境界が緯度、経度に関連付けられて測量されているため、元の位置を容易に確認することができ、復旧、復興対策を円滑に進めることができます。

本町の地籍調査は、佐賀地域が昭和48年度から、また、大方地域が平成8年度から着手をしています。

昨年度からは、地震や津波で被災した後の復旧、復興対策をスムーズに進めるため、大方地域の津波浸水区域にあります住宅地を優先して調査を実施しております。

本年度は、田野浦、田村、小川、鞭、浮津地区の各一部を調査しておりまして、現在、土地所有者の皆さまのご理解、ご協力をいただき、現地調査に入っている状況でございます。

今後も調査には多くの時間を要しますが、来る災害に備え早期に調査が完了するように努めてまいりたいと存じます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

今、課長のご説明の取り組みね。ほんで、それとともに自分、現実問題として、もうちらは300年前、宝永のときに亡になっちよるわけよね。自分それを前提にしてよ、自分は考えないかんと思うがです。ほんで、そういうお考え。

まあ、これは失礼かも分かりませんけど、今、町に、町長のお考えの中によ、ほいたら、新しい黒潮の町はこういうまちづくりをしようというようなものがあつたら聞かせていただきたいという質問です。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

大きな復旧とか復興の絵にかんしては、自分がこういうまちづくりをしたいからという決定権をもって決定

づけることはちょっと無理があると思ってございます。それは先進事例に倣ったり、あるいは社会情勢、あるいは今日、下村議員からもご質問がありましたが人口動態。こういったものを考えながらですね、総合的に判断して面に落としていくという作業になろうかと思えます。

昨日も少し答弁させていただきましたが、昨年の今ごろから比べると、少しハード整備の方もいっぱいいっぱいではございますけれども、こうペースに乗ってきて、やっとう計画を策定しようかという協議に入れるようになりました。まだもう少し先になりますけれども、計画を策定しなければならないと思ってございます。

ただ、今の段階で住民の皆さんによくよくお考えいただきたい、また自分たちも自戒の意味も含めて、常々反省もしながら留意しなければならないと思ってる場合がございます。

津波の前に揺れが来るのと同様に、復旧、復興の前に必ず震災が起こります。これは復旧、復興がクローズアップされる地域で意識調査をすると、これまでも議会でも申し上げましたが、正常化の偏見という精神作用に侵されている場合がほとんどです。いわゆる、その手前の危機的状況に現実的な価値を求めずに、その後のことばかりがクローズアップされると。今、当町に突き付けられている課題は最悪想定とはいえ、本当に皆さんの命を脅かすような想定でございます。まずはここから助かること。命が助かること。これを最優先としてやらしていただきたいと思っております。

それから、もう少し補足させていただきたいと思えます。

地籍調査担当職員、非常に頑張っております、23年度からはそれまでのペースの約2倍から3倍。そして今年度は多分、県内自治体の中では扱う筆数は多分県下一だと思っております。しかしながら、地籍調査はさまざまな行程に分かれてございまして、後ろの行程が少し手ばかりになりつつございまして、来年少しブレーキを踏んで、いったん今たまってのあの後ろの行程を若干仕上げつつ、また先の方へ進めていきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、副町長のね、お話。自分ね、もう皆さんもご存じのように、あの土佐清水の平野部落よね。あれが前の参議院の平野先生の生まれたところということで、ほんで300年前の宝永のときにあこへ上がったいうてね。ほいたら、あの先生のご先祖は宮大工さんやっというきよ。ほんで、高いところ行ても家建てるがが自分の仕事やきいうことで行ったと思うがです。

それでまあ、去年あたりテレビ、新聞にも不便なとかいう問題出ちりました。確かにそういうことはあると思うがです。けど、命の心配はひとつもしよらんいうて。ほんで自分ね思うのはね、確かに昔やったら漁師も海端やなけりゃいかざった。今は別に海端やのうてもかまんがです。山の上でもかまんがです。そういう、これはある面ではありがたいいうかね、時代になってきたもんで、別に。

また、そらあいつ来るか分からん。それから、その次にいつ起きるか分からんこと心配してよ、わしゃあ高いところ行きたいいう人おらんかも分からんけど。おらんかも分からんけどね、自分、その先の平野部落のね、ご先祖さん。300年後の子孫のことまで考えたかどうか分からんけど、結果としてそういうあれになっちゃう。そういうお考え、そういう取り組みいう思いで質問させていただきました。

ほんで、もう続きまして(2)の、あの青森がね。たまたまこれ新聞へも出ちよった、あの漁船の避難。前も自分、沖の船がいうことはお聞きしたことですけど、係留中の船の避難対策、まことそうやよと思てね。

ほんでこの2番に、まあ町はどういう取り組みいうか、お考えを持っておるかいう質問です。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

それでは明神議員の災害対策についてお答えさせていただきます。

黒潮町では南海トラフ地震に備えるため、平成23年度に県内の70の漁協、支所がそれぞれの地域の状況を踏まえて地震・津波防災マニュアルを作成しています。このマニュアルは、漁船の避難行動について水産庁のガイドラインに基づいた標準的な対応を決めています。

まずは安全な場所へ避難することを大原則に行動しましょうとなっております。

漁船の避難対策につきましては、1、漁港内に係留した漁船で作業している漁業者は、陸上の避難場所に避難する。2、沿岸海域で操業中の漁業者は避難海域に逃げる方が早い場合は、直ちに水深50メートル以深の一次避難海域へ避難する。

一次避難海域に避難するまでの間に気象庁等の津波情報を入手し、大津波警報3メートル以上が出ていれば、さらに水深の深い海域へ避難する。

3番目として、沖合海域の操業中の漁業者は、注意報が解除されるまで沖合に避難し、安全を確認した上で帰港するとなっております。

また、漁業無線や携帯電話が使用できなくなることも想定して、ラジオの装備の必要性を示しています。

23年6月には漁業者、地域住民がともに訓練を実施しました。内容は、指定避難場所3グループ6班に分かれ、避難場所への避難や漁業無線による漁業者への通報、防災無線による陸上作業をしている漁業者への通報を実施しました。

以上、地震、津波に対して現実的なものとするためにも、このマニュアルを認識し、不断に議論、訓練していくことが大切で、町としても関係者の積極的な訓練実施をお願いしています。

また、新たな知見が出されたときは情報提供をして対応していきたいと考えています。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

問題は、それがそのときどればあ生かせるかということが1点と、それからもう1つはね、自分、大体うち、まあ自分のあれで聞いていただくと、大体、冬、船を冬場の港へつないじょうきね。ほんで自分ねこれ、魚種を変えないかんと思うちよります。1つは、

大体もう統計から言うたら、冬場、大きなあれが記録では15回あって、ほとんどが8月から明くる年の2月、冬場に起きちよう。しかも満潮のとき。統計から言うたらね。ほんで、これはカツオやったら夏はあれやけん、冬、港におるき、その漁も変えないかん。

それから、大きい船1隻じゃあ、1隻が駄目になったらいかんき、もうこんまい船にして何隻かにせないかん。それから場合によったら、自分はおんなじように地震津波が来ても日本海やったらよ、太平洋ほど大きい津波も来んきいうようなこととも考えないかんいう、それはあくまでも個人のこちらの問題やけんね。

ほんで、そういうことらあも、やっぱ行政もよ、やるやらんは漁師に、考えるか考えんかは漁師の問題やけんね。いうことも大事やないかと自分思うて、この問題はお聞きしたがです。

分かりました。

それから、もう時間もないですけん、今問題になっちょうこの間の18の台風からね。

特別警報に対する町の取り組みはどういうものがありますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、明神議員の3番目の災害対策についての（3）、特別警報に対する町の取り組みを聞くというご質問にお答えしたいと思います。

まず、特別警報についてご説明をさせていただきます。

気象庁は、これまで大雨や地震、津波、高潮などにより重大な災害の起こる恐れがあるときに警報を発表して警戒を呼び掛けていましたが、より甚だしい大雨や大きな津波等が予想され、重大な災害に危険性が高まっていることをお知らせし、特別な警戒を呼び掛けるために、今年の8月30日から新たに特別警報を発表することになりました。つい先の台風18号の直撃を受けた、福井、京都、滋賀、3府県に初めて気象庁が出したのは記憶に新しいと思います。

特別警報の対象とする現象は、東日本大震災や、わが国の観測史上最高の潮位を記録し、犠牲者5,000人以上を出した伊勢湾台風の高潮。紀伊半島に甚大な被害をもたらし、死者行方不明者合わせて98名を出した平成23年台風第12号の豪雨等が該当します。

津波、火山噴火については、それぞれ大津波警報、噴火警報、これはレベル4以上でございますけれど。これなど、既にある警報のうち危険度が非常に高いレベルのものを特別警報として、従来の名称のまま発表します。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。津波、大津波警報であれば何より高い所へ避難が必要ですが、大雨や高潮などの風水害の場合は、避難のために外へ出ることが既に危険となっている場合もあります。屋外の状況や避難指示、勧告に留意し、避難所へ避難するか、屋内の比較的安全な場所にとどまる等、直ちに命を守るための判断、行動を取ることが大事になります。

また、特別警報が発表されないからといって、災害が発生しないということではありません。従来の警報はこれまでと変わりなく、重大な災害の恐れがあるときに発表されますので、警報が発表された時点で十分な警戒が必要です。特別警報は、テレビやラジオ、防災行政無線などのさまざまな方法で伝えられます。特別警報が発表されたら、記憶に残る言葉だと思いますけど、直ちに命を守るための判断と行動が必要となります。

さて、ご質問の本題に入りますけれど、特別警報に対する町の取り組みについてですが。

先ほど申し上げましたように、この発表は今年の8月30日に開始されました。従いまして、町では広報くろしお8月号の備えて安心のコーナーに、特別警報開始にかんする記事を掲載致しました。

この記事では、特別警報はお住まいの地域に数十年に一度しかないような、重大な災害による危険性が高まっていることをお知らせする警報であること。そして、発表があったら身の回りの状況や避難指示、勧告などに留意し、直ちに命を守るための行動を取る必要があること。また、あらゆる情報を収集し、早め早めの行動を取ることの大切さについて住民の皆さまにお知らせをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

今、この特別警報、問題になっちょうがよね。

ほんで自分思うにね、うちでも平成11年か、2時間ばあの間ね、もう道が漬かるばあ降ったことがあったがです。佐賀でも。

ほんで、それが出たとき。これ大方は、公共施設、高台にかなりあるきにね、避難可能やと思うがです。佐賀はどういうようなお考え持っておいでますか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

じゃあ、明神議員の再質問にお答えしたいと思います。

佐賀の町、今回の国の内閣府の南海トラフ巨大地震にかんする想定。そして、通常の風水害についてもですね、町全体、佐賀の中心部の話でございますけれど、中心部が急傾斜危険区域に挟まれてるというふうな地形にあるためにですね、災害に対してやはり注意すべき地域だと認識しております。

そのために町としましては、以前、町長の方から少し答弁しましたけれど、今年度、四国地方整備局と一緒に、町全体の災害に強いまちづくり計画、災害に強い町の在り方について総合的な構想を、まず今年度ですね、来年の3月まででございますけれど、取りまとめてみたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

これはもうどうすることもできん問題やけんどね、自分ね佐賀はね、今言われるような特別警報でも出るような豪雨とか、かしま荘しか高いとこないがやないか思うがです。あの佐賀校下はね。

ほんで、そういう構想が町にあるかどうかいうことをお聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

先ほど答弁したとダブるんじゃないかと思うんですけれど。

町にですね、災害に強いまちづくり構想。もっと言えば町全体の危機管理に備えた計画というのは、まだないんじゃないかと思っております。特に、佐賀地域につきまして今年度中に、先ほど申しましたように国と力を合わせてですね、災害に強いまちづくり計画を作っていくって、その町の方向性を一定示していければと思うてるところでございます。

繰り返しになりますけれど、避難道を造ったとしても、やはり急傾斜危険区域の問題が地域にありますので、現状ではなかなか厳しい状況があるのは現実ではないかと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

いや、自分お聞きしたのはね。お聞きしたいというか、あれはよ。

例えば、ほいたらもう、かしま荘、あこへよ、テント構えるとかよ。現実には起きたときにね、逃げるとこないがやきね。そういうことと。

それからもう1点は、これ今日の新聞へも載っちゃりましたけど、石巻の私立のね保育園が、あれへ有罪になって罰金になってきたわね。

こういうような問題については、町はどういう対応というか取り組み。現実には。まあ、保育園の園児らの避

難。それはどういうふうにご考えておりますか。

議長（山本久夫君）

明神議員、最後の答弁です。

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

明神議員のご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、事例に出されました保育所の問題。これは一番裁判で表れたのは、津波そのものが予測できたかできないかが焦点であって、今回、やはりあれぐらい長い揺れがあれば津波が予測できたと。それに対して低い方にバスを走らせたというところが、今回の判決のそのポイントではないかと思っております。当町におきましても保育所の防災訓練とかの中では、そのようなところは十分に留意して、既に訓練は繰り返しております。

町としてもまだ課題は非常に多いわけでございますけれども、まずは全体的な大きな構想を持ちながら、徐々に具体的などころへ落とし込んで進めるべきじゃないかと思っております。

かしま荘とか、それから東公園ですね。幾つかの第1次避難道、第2次避難道は、今年度を目標に作っていく地域防災計画の中で明確にしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

石巻も新聞へ出ちよったがでは、結局、保育園のバスが海側へ先回ったいうてね。従来ずっとそういうあれで送りよった。その問題やと思うがです。そういうことで、分かりました。これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで明神照男君の一般質問を終わります。

健康福祉課長から発言を求められております。

これを許します。

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

午前中の宮川議員の一般質問2番の、公共交通にかんしてのご質問の中のタクシーチケットにかんする質問において、タクシー利用状況の調査について資料を持っていなかったため答弁できておりませんでしたので、少し時間をいただいております。お答えをさせていただきたいと思っております。

公共交通なども含む高齢者などの移動手段の確保の具体的な方法として、タクシーチケット事業化や、あったかふれあいセンターの移動支援の利活用方法などについて、福祉施策の大きな課題として取り組む必要があると考えております。このため、平成23年度町内タクシー事業所のご協力をいただきまして、同年の7月8日から約1カ月間、タクシーの利用状況の調査を行ったところです。

調査の結果につきまして、2台のタクシーの利用者の99パーセント以上は60歳以上の高齢者の方です。その中で、特に80歳代の利用が多く、52.3パーセントを占めております。

このように、80歳代の利用が多いとの調査結果から、70歳代以下の方については自分で車を運転される方も多いのではないかと、そのような分析をしているところです。

また、障がいがある方のタクシーの利用について調査票が返ってきた結果につきましては、調査期間中の全利用220回に対して23回の利用があったとの調査結果となっております。

また、利用の目的につきましては、通院および通院からの帰宅が多いとの調査結果となっております。
誠に簡単ではありますが、お答えに代えさせていただきたいと思っております。
以上です。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長の発言を終わります。

この際、15時、3時まで休憩します。

休 憩 14時 45分

再 開 15時 00分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子さん。

6番（宮地葉子さん）

通告書に基づきまして、2点について質問致します。

最初、防災問題について質問します。

9月の1日の防災訓練は、悪天候で中止になりました。各地域でさまざまな訓練が予定されていたことと思われませんが、浜の宮部落でも8時のサイレンとともに避難場所へ集まって、そういう訓練と、炊き出しも新町の婦人会と合同で5、6年前から行っていますが、それらも中止になりました。防災問題は津波の被害想定以来、住民の間では相当浸透してきていると思います。行政の取り組みも、できる限りの力が注がれて、国の予算も活用して対策もかなり進んできていると思います。住民は自分の周りの動きはある程度見えるんですけども、地震は自分の家にいるときに起こるとも限りません。あらゆる方向から防災意識を高め、住民に情報を流すことも大事だと考えて、今回も防災の質問を取り上げました。先日の山崎議員のときに詳細な答弁があったんですけども、それと重複する点もありますけど、ご了承願いたいと思います。

1点目ですが、あかつき館は浜の宮部落の避難場所で、避難タワーもあかつき館の横に建つことになっています。避難タワーを建てるに当たっては、松本課長はじめ担当職員の方々に何度も出向いていただいて、地域住民との丁寧な話し合いの下、要望や意見を聞き入れてくれながら、タワーの完成に向けてご足労いただきました。ありがとうございます。避難タワーは町内で5カ所の予定と聞きました。ほかの部落でも同じように、地域住民の声を聞きながら設計に取り組みされたことと思います。

建設に向けての進捗状況はいかがですかということで、5基とも来年完成ですかという質問でしたが、山崎議員のときにちょっと答弁がありました。それでですね、5基とも来年度で完成予定という答弁があったと思うんですが。大体ですね、避難タワー1基どれぐらいで、1億ぐらいから1億5,000万とか、そういうのがあると思うんですが、まずそれをお聞きしたいのと。それから合計幾らぐらい掛かってなったか、避難タワーができたか。それをお聞きします。

議長（山本久夫君）

宮地議員。(1) 番の避難困難者というのを一緒にもう読んでいただけたら。

6番（宮地葉子さん）

すいません。避難困難者への対応は今後の課題とのことでしたがということですね。そしたら全部こちらで読まないかんね。

すいませんちょっと待ってください。そしたら続いてやります。

議長（山本久夫君）

ちょっと整理してかまいませんので、してください。

6 番（宮地葉子さん）

避難道とか避難場所の点検、見直し。避難場所へ通じる道の拡張工事も随時進んでいるようですが、それらの進ちよく状況は、山崎議員のところにも答弁がありました。大体でいいですので、平成 24 年に何カ所、25 年に何カ所と。それは大体、山崎議員のときの答弁ではですね、事業別にありましたけど、そうじゃなくても事業ひっくるめてですね、どれぐらい完成してて、予算はどれぐらい掛かったと。最終的には何カ所の整備で、大体幾らぐらいで仕上がるかと。そういうことをですね、お聞きしたいと思います。

それから、避難タワーとか避難道、そういうハード面ですね。ハード面の整備は本当に順調に進んでるようでして、28 年度には完成予定という点では、住民としては本当に安心してもらうんです。課題として残るのがですね、避難困難者への対応ではないかなと、そういうふうに思ってます。以前、私が質問したときも、答弁ではこの問題が一番困難だというような、一番今後の課題となっているという答弁があったように思うんですが。住民の方にとってみますと、自分が避難困難者であったり、家族が避難困難者であったり、またご近所にそういう人がいるという場合も含めてですけど、切実な問題なんですね。津波が来たら逃げなきゃならない。でも自分は歩けない、だんなさんが歩けない、一緒に暮らしてる奥さんが歩けない、走れない。そういう場合、あそこに避難場所があっても、どうせ私は逃げれないからという気持ちですね、それじゃ駄目だって言われてもなかなか出てくるんじゃないかなと、そういう心配をします。

それで、まず最初にですね、ハード面対策でねそれらはどのように対策が進んでるか、ありましたらお聞きします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の宮地議員のご質問、防災問題についてのご質問にお答えしたいと思います。

まず 1 点目の、避難道・避難場所対策事業の到達状況および避難困難者への対応についてお答え致します。避難道・避難場所対策事業の進ちよくにつきましては、山崎議員のご質問への回答と多く重なりますけれど、そのことをまず議員もご理解いただいていると思います。

昨年、国の南海トラフ巨大地震の新想定を受けて、その新想定に対する脆弱性を評価するために、昨年の夏、自主防災会、消防団、防災地域担当職員で、町内全域で延べ 156 回のワークショップと調査を実施致しました。その結果、抽出された避難場所は、津波避難タワー 5 基を含めて 168 カ所、避難道は 295 カ所であり、そのデータを基に優先順位を判断しながら、避難場所、避難道など、いわゆる避難空間の整備を進めております。そのうち、情報防災課で計画している避難道・避難場所整備事業計画につきましては、平成 28 年度にて事業完了を予定しており、全事業費が 31 億 2,250 万円であり、本年度までの最終予定進ちよく率は 39 パーセントとしております。なお、具体的に平成 24 年、25 年、26 年についてご質問がありましたので、まず情報防災課の方で担当している事業につきましては、緊急防災減災事業債を使った事業がほとんどでございますけれど、平成 24 年度に避難道、避難場所を整備、完成したのが 12 カ所でございます。これは予算にすると 1 億 2,339 万 3,078 円となっております。

それから、平成 25 年度に情報防災課で計画しております緊急防災減災事業債の事業は、54 カ所の避難空間と、それから 4 カ所のタワーを予定しております。避難道、避難場所、タワー以外の部分がですね、3 億 7,445 万 4,000 円。それからタワーにつきましては 5 億 6,548 万 7,000 円。それから 26 年度につきましては、避難道を 68 予定しております 5 億 9,150 万円というふうな、緊急防災減災事業債での 24、25、26 の総事業費は 10

億 8,934 万 7,078 円。合計 134 カ所の避難道と、それからタワー4 基をこの事業で情報防災課が担当して進めております。

次にですね、まちづくり課で計画しております都市防災総合推進事業では、平成 25 年度中に避難道は 14 カ所の測量、設計、工事等を行い、平成 25 年度の完了予定は 3 カ所です。都市防災総合推進事業における防災関連の事業計画につきましては、平成 28 年度にて事業完了を予定しており、全体事業費は 21 億 7,452 万円のうち、本年度までの最終予定進捗率は 28 パーセントとなっております。なお、平成 24 年から 26 年の事業の状況はですね、平成 24 年度に避難道、避難空間について 6 カ所、予算がですね 1 億 446 万 5,320。それから 25 年度には 16 カ所、7 億 4,503 万 9,600 円。平成 26 年度には 2 カ所、6,000 万というふうな計画でありまして、平成 24 から 26 の合計は、都市防災総合推進事業におきましては、24 カ所の 9 億 950 万 4,920 円となっております。

次に、海洋森林課が計画しております、佐賀地区漁業集落整備環境事業における防災関連の事業計画につきましては、平成 12 年度から事業着手をしており、平成 26 年度にて事業完了を予定しており、全体事業費は平成 12 年度からでございますけれど、7 億 8,800 万円のうち本年度までの全事業の最終予定進捗率は 87 パーセントとなっております。なお、海洋森林課が担当しております漁業集落環境整備事業の平成 24、25、26 の状況はですね、平成 24 年度に 1 カ所の避難道を実施しておりまして、7,333 万 1,223 円。それから平成 25 年度には 6 カ所の避難道、避難場所を計画しておりまして、1 億 7,500 万円。そして、26 年度につきましては 2 カ所予定しておりまして、1 億 500 万となっております。合計が 24 から 26 年度までの漁業集落環境整備事業につきましては、3 億 5,333 万 1,223 円となっております。

それから避難タワーのご質問がございましたけれど、避難タワーにつきましては緊急防災減災事業債の分と都市防の分 5 基ありますけれど、平成 25 年度中に完成する予定でございます。避難タワーが幾らぐらいするのかざっくりでよろしいので示せということでございますけれど、1 億 3,000 万から 1 億 8,000 万の間で設計を進めております。避難タワーと申しますのは、5 基とも規模が違いまして、地面からの高さ、一番低いので 9 メーター、一番高いので 14 メーターでございます。それから、収容人数が一番少ないので 100 人、一番多いので 300 人ございまして、規模はさまざまでございます。

それから避難困難者への対応でございますけれど、今年 6 月に災害対策基本法が改正され、災害時の避難行動要支援者の名簿の作成が市町村に義務付けられました。そのため、現在、県の方では高知県災害時要援護者避難支援ガイドラインの取りまとめを行っております。黒潮町においては、今後高知県のガイドラインを参考にしながら、既に整備されている災害時要援護者台帳、および現在進めております津波避難カルテの情報も活用しながら、精度の高い避難行動要支援者名簿の作成をまず進め、災害時の避難困難者への対策を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

細かく課長が答弁してくださいましたけど。私はその事業別にじゃないので、できたら合計でというふうにお願ひしてあったと思うんですけど。

それでですね、総額、結局 3 つの事業がですね、避難タワーも含めてこういう総額幾らだったのか。そしてそれはですね、全部国や県の補助でできてるものなのか、町で何パーセントか出しているものなのか、その点をお聞きしたいのと。まず、それ聞きます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

ちょっと詳しく言い過ぎたようで申し訳ないですが。合計で申し上げますね。

平成24年から26年度の合計というふうにお聞きしておりましたので、その3年間につきまして、決算が出てくる部分もございますし、これから予定している部分もあるわけですが、タワー以外の避難道、避難場所の整備に、それぞれ3つの事業合わせまして23億5,218万3,221円。タワーにつきましては7億4,548万7,000円。合わせますと30億9,767万221円となります。なお避難道、避難場所の合計はですね167カ所となっております。

国、県、あるいは町の負担がどれぐらいかというご質問でございますけど、パーセントでちょっと説明させていただきたいと思っております。これもざっくりでよろしいということでしたので、本当のざっくりでございます。と申しますのは、起債とか後年度交付される分とかありますので、利子とか細かいことになると非常に難しくなりますので、ざっくり制度的にご紹介させていただきますと。

まず総事業費、この3年間で避難道、避難場所、タワー以外で10億8,934万7,078円。タワーを合わせると17億近くなる事業が緊急防災・減災事業債で情報防災課で扱っておりますけれど、この緊急防災・減災事業債はですね、基本的には緊急防災・減災事業債を充てますので7割、70パーセント国から後年度交付金として返っています。さらに、県の方が残り30パーセントについても、津波防災加速化交付金という制度、県の制度を作ってくれますので、ほぼ町の負担はですねゼロに近いような制度で運営できる事業でございます。これが、現在進めている事業の大きな力になっております。

それから、まちづくり課で進めておる都市防災総合推進事業でございますけれど、これもタワー以外で9億900万ですね。それからタワーが1億8,000万ですから、10億9,000万ぐらいのものになるわけですが、これにつきましては、この制度のまず55パーセントが国の交付金となります。あとの45パーセントについてはですね、合併特例債の元金交付金とか入れていくわけですが、合併特例債を入れると、その中の70パーセント返ってくるというふうな制度の組み合わせになりますので、正確な金額としてはちょっと計算しにくいところがございます。

それから、最後の漁業集落整備事業でございますけれど、これは国、県の交付金、補助金というようなものが70パーセントございます。あとの30パーセントについては合併特例債を入れてますので、残りの30パーセントの7割は後年度交付金で返ってくるというような制度でございます。いずれにしろ、町の負担が最小になるような制度の組み合わせを考えておるところでございます。

なお、緊急防災・減災事業債が一番有利なんですけれど、欠点がございます。4メートル未満の道でないと、県の加速化交付金が該当にならないというところがございまして、まちづくり課で担当しております都市防災総合推進事業につきましては比較的大きな道の整備に使っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

細かい数字ありがとうございます。

ほとんどが国や県の交付金でも返ってくるし、合併特例債も使うということで、なるべく町の負担はなく、これだけのものですね整備できるという点では本当にありがたいことだと思います。まあ、本当は住民の命

を守っていくわけですから、防災はね国がやって当たり前だと私も本当に思ってるんですけど。これだけの事業をですねやっていく、本当に課長ご足労されたと思うんです。

それで、避難困難者の対策については、課長の答弁はですね、私としてはもっと細かな点がほしかったんですけど、マニュアル的な答弁でしたけど。

私は、これだけの避難道なり避難場所なり整備するに当たってですね、避難困難者をどうするかということのですね、すべてにはもちろんできませんけども、手すりを付けたとか、階段をこうちょっと広めに上りやすいようにしたとか、スロープを付けたとかですね、いろいろそういう配慮が随所にあったよと、そういうものがありますとね、避難困難をもうあきらめてた人も、ああそうか、あそこは私らが行きづらいのを考えて、手すりもよう完備してくれちようしとか、いろいろあると思うんです。そういうことも大変ですけど、ただ避難道や避難場所を造るんじゃなくて、その避難困難者についての配慮はどうだったのかなっていうことを聞きたかったんです。

そのマニュアルももちろん大事ですけど、そういう点はいかがですか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員の避難困難者への具体的な対策はどうしたかということのご質問にお答えしたいと思います。

現在、ご存じのとおり、町内40集落ですね、に対して一軒一軒の避難のカルテ作成を進めております。まずは町の方はですね、一軒一軒の方が、確実に津波から命だけ持って津波が来ない所まで逃げる状況にあるのかないのかをですね、まずは調べております。具体的な落とし込み、場合によってはリヤカーが必要であったりですね、さまざまな対策が今後見えてくると思います。

しっかりとした調査して、そして健康福祉課の方とも一緒にやっておるわけですが、しっかりとした計画を持って、具体的な対策事業に落とし込む作業をですねこれから精一杯、スピード感をもってやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

避難タワーを造るときにも、役場、課長をはじめですね職員さんが来てくれて、いろいろ要望を聞いてくれました。それから今、カルテを作るという点では、住民の細かい点についてね、これからまた確実に逃げられるような対策を取っていくということですが。

今回、私がもうちょっと聞きたかったのはですね、例えば、全部が全部できませんけども、さっき言いましたけど、スロープ付けたよとか手すり付けたよという所がやっぱあるんじゃないかなと思うんです。そして、ここはもう途中までは車で逃げれるように道を広げてるよという所もあるんじゃないかなと思うんです。これはですね、カルテがあつてからすると。カルテが全部完成してからするっていうものもあるかもしれませんが。もう道ができてるわけですから、避難場所とかできてるわけですから、そういう工夫っていうのがね何カ所かありますと、そういう答弁が私あるのかなと思ってお聞きしたんですけど。

どうですか、そういう工夫はされてます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

現在できております避難道についてはですね、手すりを付けたり滑らなくしたり、それから足元が見えるような、工夫はもちろんしております。

それから、黒潮町の独特の考え方として、やはり避難をあきらめさせないためにですね、車両避難も今後検討していく必要がございます。やはり、先ほど紹介しました都市防災の事業なんかで、例えば浜の宮の前の踏切ですよね。あの辺を広げる工事とか、そういうようなのも順次進めております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

私はそういうね、答弁が欲しかったんです。ていうのがですね、住民はね役場のこういう対策してるよと。ただ付けてるんじゃないくて、避難困難者のことも考えて、手すりなんか付けて当たり前と思うかもしれませんが、やっぱりちょっと見せてもらったところでは坂道がすごく急な所もありますね。そういうことを考えたときに、どうせ私ら逃げれんがやき私ら放られちゃうねというんじゃないくて、町はさまざまな地形を考えたり予算を考えたりして避難困難者にも手を差し伸べてるんだってところがですね、実際の現場で見えたらですね、ああそうか、やっぱり逃げれるようになってるから逃げないかと。そういうことがですね、大事だと私は思ったんです。

ていうのが、やっぱり逃げれなくてですね、切実な思いをしてる人がたくさんおいでるわけですね。どうせ逃げてのことはないという方がやっぱりまだ、逃げてのことはない、逃げたいんだけど逃げれないわけですよね。それに向けて、足が悪くてもね、誘導灯も付けてるしこうなんだよっていうことをですね、私たちがこれから住民の人に言っていかなきゃならないし、また、今後のカルテも出てきたらまた大いにですねここに工夫を凝らして、そういう人へも手を差し伸べていただきたいと思います。

次に移りますね。

ハード面に加えてですね、ソフト面が今度、避難困難者に対しては大事だと思うんです。その2番目に入りますけど。まあ、どうせ逃げて助からんというふうにしてあきらめている人に対してですね、意識改革、それが必要じゃないかなと思うんです。NHK テレビでも放映されましたけど、万行地域では、矢守先生でしたかね、が入って、行政と地域住民と、その三者が一緒になって懇談を繰り返し訓練を繰り返すと。その中でですね、少しずつ住民の意識に変化が出始めているというふうにテレビでも言うておりましたし、そういう話も聞きました。

この点についてですね、住民の意識がじゃあどういうふうに変化してきているのか。それらの教訓がもし進んだもんであったらですね、町民にとって必要な考え方なら、町民全体の意識を高めていく上でそれを広めていかなきゃならないと思うんですね。それをどのように生かしていくという方法は考えているのかどうか。意識面についての改革でお尋ねします。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、続きまして2番目の、万行地区の取り組みによる住民の意識の変化と、その教訓の町内全体への広がりというふうなご趣旨のご質問にお答えしたいと思います。

万行地区での取り組みというのは、今年の3月と5月にNHK高知放送局が、京都大学防災研究所の協力を得て製作した四国羅針盤という番組で放送された件だと思います。この番組は今年の10月から今年の4月にかけて

て、NHK 高知放送局と京都大学防災研究所のスタッフが、万行地区自主防災会の協力を得て全 251 世帯すべてで緻密（ちみつ）なアンケート調査を実施して、その結果に専門的な分析を加えて製作されたものです。

調査に当たっては、黒潮町も大方町民館職員を中心に協力をしてまいりましたので、そのアンケート調査報告書を頂いております。その内容は、今後黒潮町の防災対策を進める上で大変貴重なデータになるものだと思います。

大方町民館の館長の方からはですね、このようにお話をいただいております。昨年3月31日に出された内閣府の南海トラフ巨大地震の新想定では、黒潮町は最大34.4メートルの津波に襲われる可能性がある公表されました。その時点で、万行地区住民の受け止め方は、山までは700メートルから800メートルあり、どうせ助からない。助からないのなら逃げない、というあきらめのムードが多かったといいます。特に高齢者は、若い者の足手まといになりたくないと言明する者が多くいました。その後、万行地区における最大浸水深は9.49メートルと詳細な新想定が出されましたが、それでも津波から逃げ切れないというあきらめのムードが漂っていました。この1年間の取り組みで、住民に助かるという心の変化が芽生えています。助かるにはどうしたいかという姿勢が積極的に出てきました。というふうな報告を受けております。このことは5月に放送された番組の最後の部分で、それまで避難をあきらめていたという方が津波にさらわれてもかまんという気持ちは毛頭ありませんと言い切ったところに象徴されているように思いました。

そして、この取り組みを全町的な取り組みへの広がりとして期待していますのは、現在実施しております津波避難カルテの作成の班別懇談会でございます。この懇談会の状況につきましては、議会開会日に町長が行政報告を致しましたが、この懇談会の中では、万行地区と同様の現象が報告されております。このような地道な取り組みこそが、災害に強いまちづくりの要になるのではないかと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

専門家がですね、万行に入ってくれて、そしてそういうアンケートを取ってくれていろいろやってくれるということは、シミュレーションをテレビで出しましたけども、本当ああいうのを見るとですね、恐ろしさと、それから何とかやれば助かるんだというようなね、そういう雰囲気が出てきたと、私も町民館長さんに話も聞いてきました。

それで大事な点もまず言っていましたけど、館長さんが言うにはですね、今課長も言われましたけど、34メートルってというのは全部の地域に来るんじゃないと、それも一つ大事だと思うんです。みんな34メートルが頭にありましたので。それから、まず地震で自分がけがをしたら逃げられなくなるから、まず地震で助かるように、家具の転倒防止ですか。それから耐震とか、そういうことをしなきゃいけないとかですね。そして揺れが止まったら直ちに逃げる。で、日ごろからその逃げるためにですね、健康でないと逃げられないので、健康にも気を付ける。逃げるときにはけがをしないように、靴を用意しておくとか、そういうようなことが繰り返されてきたと。

そして、先ほど課長が言われましたけど、助かるんじゃないかなってという心の変化が出てきた、これが私、一番大事だと思ってます。今後懇談会とかで課長も広げていくと。住民の中に広げていくということでしたので、ぜひですね地道に、こういうところをまた広げていってほしいと思います。

3点目の現状の到達点という所はもう先ほど言ってくれましたので、今後の課題について問うという所ですが、今後の課題といいますか今も課題ですけど。

津波てんでんこという言葉がありますね。この言葉の意味は大体、もう町民の中にある程度理解されつつあると思いますが。白浜の消防署にも、波の絵とともにこの言葉が書かれた看板があります。これは東北地方で再々津波に襲われて、大切な家族や知人、友人を失ってきた方たちが、長年の経験から得た津波の教訓だということです。津波はてんでんこで逃げなさい。そうしないと、家族や誰かほかの人でも助けようとしてその本人までが命を失う、そういうのはめになると。自分だけでんでんこで逃げるのは非情のように思えるけども、とても冷たいことに思えるけど、お互いを信じて一生懸命逃げる。これが結果的に多くの命を救うという教訓だと、そういうふうになりました。

東日本大震災でも、多くのですね消防隊員とか介護士さんなどですね、自分の使命を果たそうとして一生懸命頑張ってくれました。そういう人たちが結果として、若い命を失っています。自分の命は自分で守るのを基本としてと思いますけど、このへんの兼ね合いですね。考え方はどのように、消防隊員とか、また役場の職員さんなどに指示をしていますか。また仕事じゃなくてもですね、避難困難者やそのときの状況に応じて手を差し伸べる。人間として当たり前のことをして、それで命を助けられた方も大勢いたことでしょうか、結果として命を失った勇敢な善良な市民の方もおいでだと思います。

町長が犠牲者ゼロを掲げております。できるだけ犠牲者をゼロに近づけるという考えではありません。それで町長自身、これを掲げてから多くの方からこの考えについて現実に可能なのかと、そういうような質問を受けたんじゃないかなと思います。これは津波てんでんこの考え方は矛盾してるんじゃないかなと、そういうふうにも考えますが。

その消防士や役場職員とかそういう人たちへの対応とかですね、このへんの考え方で町長にどういうふうにお考えなのか、どういう対策を取るのかお聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、当町が掲げております、犠牲者ゼロのフレーズについて少し触れたいと思います。

よくよく考えてみますと、この場でちょっと説明をした記憶がございませんので、少しお時間をいただいて。

犠牲者ゼロはですね、結構分解すると非常に深いフレーズになってございまして、少しお時間をいただいてご説明をさしていただければと思います。津波てんでんこをですね、を分解する、そして犠牲者ゼロを分解するとですね、行き着くところは一緒です。全然矛盾していることでも何でもなくてですね。といいますのも、津波てんでんこで、津波てんでんこというのはそれぞれが逃げるということですけども。実はこの逃げるってことの行為がですね、非常に難しいというのが、もういろんな被災地でも検証されてございます。来月から再来月にかけて、釜石の奇跡の片田先生に当町にお越しいただき、6回の講演をやっていただくようになってございます。最終講演が町民大学で設定させていただきますので、ぜひご参加をいただいて詳細について伺いしていただければと思うんですけども。

常々申し上げております、自分たちの正常化の偏見、つまり正常性のバイアスっていう精神作用が掛かってございます。つまり、地震が来る、地震が揺れて津波が来るということが分かっているながらも逃げない、つまり認知不協和という精神作用でございます。それからもう1つは、ぐらっときて、東日本の方がどういった行動を取られたのか。これ検証しますと、ほとんどの方がテレビを付けられた。そういったこととございます。本来でございましたら、あの三陸もこの四国と一緒に、歴史上何回も何回も大きな地震があって、その都度大きな津波に襲われて、その都度多大なる犠牲を払ってきました。そしてかつ、そういった歴史を持っている土地柄か、防災意識も非常に高かった。しかしながら、そういった所ですら逃げないということとござい

ます。どういうことになっているかと申しますと、テレビを付けて情報収集に当たっていたと。つまり、逃げない自分を一生懸命正当化する作業を精神的に無意識下にやっていたということでございます。このときに、揺れたら逃げるっていうことの非常に難しさ、これはこれから最大の課題になる一つの大きな要素であろうかと思いますが、この避難行動を取ることの難しさをまず自覚することが大変重要かと思えます。

先般、藤本議員からご質問がございました、緊急地震速報の際の職員の対応のまずさについて、翌日、全職員にメールをさしていただきました。今、避難行動を取れなかったからといって責めるのではなくて、まず自分たちがスタートせないかん、そのスタートラインはどこにあるのか。それはまず、自分たちが逃げない、備えない、そして逃げられない。この3つを自覚することからスタートしましょうというような内容のメールを送らしていただきました。これ非常に深いことになってございまして、すべて申し上げますと少し時間が足りないかと思えます。片田先生にこの後は委ねたいと思えます。まず、そういったことがございます。

それから、消防団。議員からご指摘いただきましたように、200名を超える消防団員の皆さんが、東日本で残念ながら犠牲になりました。先般、消防団との防災懇談会を開催さしていただきまして、伊田分団を除く13分団にお邪魔をし、その際にもやっぱり消防団員の皆さんから、いざというときにどういう行動を取ればいいのかというご質問を多数いただきました。できるだけお答えしないようにして帰ってきたところでございます。いろんなパターン、非常に災害が多様化してございまして、例えば遠隔地の地震による津波、例えば3時間後に3メートルの津波が来ますといったような場合のときは、行政の方から消防団員の方に避難勧告の発令を積載車で回ってくださいますと、そういったようなことの指示も出せるかと思えます。また要援護者のお宅にも訪問いただくような、そういった指示も出せようかと思えます。しかしながら、いざというときどういう行動を取るのか。これは、基本的には個々の命は個々で守ることが大原則でございますけれども、それは決して行政から押し付けるものではなくて、自らが考えることであろうかと思っております。

防災懇談会一巡回りましたけれども、2巡、3巡と予定をしております、その2巡目であったりとか3巡目であったりとか、そういったときに一緒に考える機会を設けたいと思えます。決して行政の押し付けになって、知識として蓄えるのではなくて、自分たちが自ら考えることが今後の防災の適切な行動につながると、そのような思いからこのような対処をさせていただいたところでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

町長は津波でんでんこの考え方と相反しないというところで、いかに逃げる、避難行動を取るのが難しいかということでした。それでまずは自分で考えるという、行政が押し付けない。それは本当に大事なことだと思います。行政がこうしなさい、ああしなさいということではなくて、最終的には自分で逃げる。自分のことは自分でするという事なんですね。

私はもう1つですね、その犠牲者ゼロというところと矛盾するんじゃないかなと思ったんですけど。まあ考え方として、町長がそういう考えを持っているというところで今回はとどめておきたいと思えます。

それで、今後の課題という所ですね。今もありましたけども。一緒に考えて、それから自分で考えるけども、一緒に考えていくということを町長が言われました。片田先生の話が出ましたが、私たちは議員はですね、市町村会の県の研修会でも先に片田先生の講演を聞いてきました。こういう話は本当何度聞いてもいいし、片田先生というのは釜石の奇跡ということで有名になった方ですけど、本当にいいお話を聞きまして、町民大学はたくさんの方が来てほしいなと思ったものです。

それで、こういう公演をですね、聞きに行ける人、そういうチャンスがあっても行けない人がおりますよね。

その部落でアンケートを取って、懇談会があるけども夜だったらなかなか行けないとかですね。もちろん、足が悪くて行けないとか。そういう方は少数ですけども、やっぱりおります。犠牲者ゼロを目指すんだったら、そういう人の意識水準をどういうふうにしていくか、これ一つの私、難題じゃないかなと思って考えるんですけども。それもあんたたち自分で考えなさいというふうに言われるのがですね、そういう水準にまでどんなふうに、これ行政だけの問題じゃないですけども、どのように考えているのか、少しありましたらお尋ねします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回ですね、片田先生をお招き致しまして講演を6回していただくようになってますけれども、少しスキーム的に特徴を持ってございます。6回のうちの1回は、広く住民の皆さんにご参加いただくような町民大学で講演をということになってございますが、それ以外の5回は、町職員向けの研修、これが2回。それから教職員向け、これが1回。それからそれぞれ大方中学校、佐賀中学校で生徒向けが1回ということになってございまして。

今回の職員向けと教職員向けは、常に片田先生をお招きして、広くご講演をいただくという機会が、大変お忙しい先生でしてなかなかないので、その仲介役といいますか、しっかりとメッセージを自分たちで勉強して、それを児童生徒に対してであるとか、あるいは職員でしたら、地域担当制で入った際に住民の皆さんにしっかりとお伝えいただくとか、そういったことを狙ってこのようなスキームで、町民大学以外の講演を5回やっていただくようにしてございます。

いずれにしても、私も含めまして大変勉強不足でございます。また自分の中の防災戦略の練り直しも兼ねて、しっかりと勉強さしていただければと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

片田先生のそういうきめ細かなですね講演を受けれる者から受けていって、それがずっとじわっと住民の中に広がるということは、時間をかけていけば私はあるだろうと思ってます。そういう話があるのかなと思ってましたけど、現実の問題で町長から答弁がありました。

それですね、釜石の奇跡といわれるのは、実際NHKで番組が流れたのは、ある程度ですねドキュメンタリー的に片田先生の一つの成果でもないですけど、功績が大きかったような受け取り方もありましたけど、決してそうじゃなくて、地元の方が言うには、避難訓練を何回も何回も繰り返していたということですね、それが釜石の奇跡を生んだんだというふうな考えで、片田先生もそう思ってるそうです。現地の方は特にそう思ってるそうです。それでその避難訓練が、大変ですけどもいかに大事かなっていうことを私もその話を聞いて思ったんですけど。

今回9月1日、1年に1回の避難訓練は中止になりましたけども、今後、各地域で避難訓練を独自にやっている所あります。また夜にやるとか、いろいろやっている所もあります。そういう機会をですね、もちろん行政主導だけでなく、自主防災組織が自主的にやらなきゃならないことですけども。そういう一つは避難訓練を多くするというだけではですね、まあ学校もかなり以前に比べたら増えてると。それから、保育園もやっているというような話を聞きました。

まずそういう施設と、地域住民ですよ。地域住民にもうちちょっと増やす方向性っていうのは大事じゃないかなと思うんですが、そのへんはどうでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

避難訓練の重要性は議員と同様の認識を持ってございます。

新想定が出てからの避難訓練について少し工夫をさせていただきました。町内一律の、これまでの決まったような定型的な避難訓練ではなくて、まず少し地域の特色を生かした、地域で独自に考えていただいた避難訓練で、その避難訓練の参加を誘発しようとかですね、そういったことにさせていただいてございます。もちろん、これだけを取って避難訓練の精度が高まったと言うつもりは毛頭ございませんで、これから避難訓練の回数は当然のことながら増やしていかなければなりません。しかしながら、そこへご参加いただく皆さんの参加率といいますか、人数といいますか。こちらの方ができるだけご参加いただけるような、そういった仕掛け、仕組み、工夫もしていかなければならないと考えているところでございます。

ちょっとすいません、情報防災課長から補足説明をせよという命令がありました。

町民大学で片田先生にお越しいただいてご講演していただく際に、本来でしたらこれ片田先生すべてお断りしているそうなんですけれども、IWK でその講演内容を中継させていただきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

町民のですね意識をどんどん水準を上げていくっていうことは、少し時間がかかります。でもいろいろな形で、ハード面とそれからソフト面と、両方兼ねてどんどん進めていくという点では、本当に頑張ってくれていると思います。また、行政任せじゃなくて、私たち町民もですね、情報を住民の中に広げていくと同時に、自分たちも考えてやらなきゃいけないということで、婦人会もですね、再度婦人大会でまた防災課長に来ていただいて、そういう話をしたいというふうに取り組みしようと思っております。あらゆる場所であらゆる情報をですね、これからも町の方も流していただきたいと思います。

時間がなくなりますので、1 問目はこれで終わります。

2 問目に移ります。憲法についてです。

先の6月議会で、明神議員の質問に対して、町長が憲法について答弁をしました。その答弁を聞いて、勉強不足で力も足りませんが、質問に取り上げました。憲法というと、問題が大きすぎて一見町政とは程遠く、今の避難道の話とかですね、学校給食の話とか、そういう町民の身近な問題からかけ離れて日常生活と距離があるように見えますが、でも実は、私たち毎日の暮らしを決める一番の根底は憲法で守られています。

例えば、町が行っている人権についてのさまざまな取り組みがあります。この取り組みは人権を差別問題に矮小（わいしょう）化しているような向きがあって、私とは方向が違いますが、憲法で基本的人権の尊重がうたわれていることでこの人権について取り上げられていると思います。また、国保税は社会保障ですから、一般財源から補てんをして町民の命と暮らしを守るべきではないかと議会で私は主張しますが、これは憲法 25 条が根拠になっています。また、表現の自由、思想、信条、宗教の自由など、職業選択、住居の自由等々ですね、また知る権利などですね、私たちの当たり前の日常になっている自由や権利は、すべて憲法で権力から守られています。

憲法の3つの原理は、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義。これらは長い歴史の中から築き上げられてきました。決して変えてはいけない、普遍的な原理というのが、専門家をはじめ多くの国民の共通認識です。

しかし、安倍政権になって、にわかには憲法問題が浮上ってきました。安倍政権は憲法を変えて、日本を再び

戦争する国へとかじを切り替えようとしていると、各種の新聞でも危惧(きぐ)を唱えています。今の憲法は、先の悲惨な戦争を経験し、多くの犠牲者の上に、二度と戦争をしてはいけないとの国民の合意がこの憲法に盛り込まれました。私は憲法を守る。特に戦争を放棄した9条は、国民の多くの願いであって、世界に誇れる宝だと思っています。絶対変えてはいけないとの立場です。そのためにも憲法とはそもそも何か。何のためにあるのか。そんな質問になるかと思えます。今回は問題が大きいので、少々力がおよばない質問になるかと思いますが、よろしくお願いします。

それです、質問を出したときに、事務局の方が分けた方がいいんじゃないかということで、3点について分けてありますので、一つずつ、それらを中心にして伺っていきたくと思いますが、当然関連がありますので、重複する質問もあるかと思いますが、ご了承ください。

最初に、立憲主義について町長の考えを伺います。近代憲法の本質は、立憲主義にあります。町長はこの立憲主義を認める立場に立つのですか。それとも否定をする立場なのか。それらを併せてお答えください。

議長(山本久夫君)

町長。

町長(大西勝也君)

宮地議員の憲法にかんするご質問について、立憲主義についての答弁をさせていただきます。

勉強不足は私の方が勝つてると思いますが、ご満足いただける答弁になるかどうか分かりませんが、冒頭お断り申し上げます。

それから6月議会でもですね、明神議員にも申し上げましたが、一つのカテゴリーを取って説明させていただくというのが非常に難しい問題であろうかと思っております。よって、議員の意に反してですね、少しお話が飛んだりそれたりということもあろうかと思っております。それから、たびたびお断りですけれども、まず限られた知識の中での解釈でございまして、自分なりにですね解釈の誤認、あるいは全体的にとらえた場合に論理的矛盾を自分の感覚的に内包しているという自覚も持っております。そういったご理解をいただいた上でご答弁させていただければと思っております。よって、憲法観といったぐらいの範疇(はんちゆう)での答弁になろうかと思っておりますが、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

まず立憲主義とは、おっしゃられたとおりでございます。最高法規である憲法基本法と制定致しまして、その立法趣旨に従う形で政治を実践していくと。語弊を恐れずに平たく言えば、憲法そのものの性格であります、基本的人権の尊重。これのために、その最大の侵害されると想定される国家権力。これに憲法によって制限を掛けると。こういったことであろうかと認識しております。

(宮地議員より何事か発言あり)

立憲主義は6月議会でも申し上げましたように、立憲主義国家であると認めておりますし、そうあるべきだと思っております。

それから、少しご質問でも触れられましたが、そもそも憲法よりもさらに上にある自然法的な権利、これを保障するための条文であると自分は認識しておりますので、変えていいところと駄目なところがあるというのは、これ憲法改正の限界説を取るとですね、当然のことながら議員ご指摘のとおりだと思っております。

議長(山本久夫君)

宮地さん。

6番(宮地葉子さん)

お互いがですね、勉強不足と言い合ってる所なんですけど。大変難しいですけども大事な問題だと思って取り上げてます。立憲主義については今、町長も認めているし、言われましたけど。この立憲主義というのは

本当に権力に勝手なことをさせないように縛りをかける最高法規と。そういうのが憲法学のいろはだそうですね。これが立憲主義だと。権力者に縛りをかけるということですね。法律は国民を縛りますが、憲法は権力を縛る。憲法は国家権力を制限して、国民の自由や権利を保障するためにある。これが近代憲法の本質だといわれております。個人の尊重を核とする立憲主義は、今は世界中に拡大しております。人間は、生まれながらにして自由と人権を持ち、主権者である国民がその人権を保障するために憲法によって国家権力を縛る。何回も言いますが、これが立憲主義ですね。だから簡単に言いますと、憲法は権力者が守るものです。それは99条に、前の6月議会にも町長言われましたけど、出てます。憲法を守らなければならない人は天皇、国会議員、裁判官、公務員などで、憲法の尊重、擁護義務を99条で課してます。そこには国民とは書かれておりません。国民には尊重、擁護義務はありません。大事なことは、憲法を守らなければならない人は権力者であって、国民は憲法に基づいた法律を守る義務があります。子ども高知新聞もこないだ出てましたけど、憲法は国民の権利や自由を国に守らせるものと、大変分かりやすく書かれておりました。

町長は近代憲法も否定しないと、守るということでした。それで話が早く進みますが、96条改正についてですね、2番目にいきますけど、立憲主義は守るということですので話が早くいくわけですね。96条改正については、町長は96条は改正せないかんというのが明神議員のときの答弁でした。

憲法96条というのは、憲法を改正するときの条件ですね。憲法は国の最高法規ですから、一般の法律は国民を縛るもので、これは過半数の賛成で決めることができます。しかし憲法は時の権力者に都合のいいように、ころころと改憲することが難しくされています。そのため、憲法を変えるためには国会議員の3分の2の賛成を得て、さらに国民投票に掛けると、そういうふうになってます。安倍首相は96条を変えて国会議員3分の2の賛成というところをですね過半数にすると。つまり、憲法を変えるハードルを低くすると言っております。まあ参議院選挙でこれを争点にするって最初言っていましたけど、世論の反対が割と多くて、だんだんトーンが下がってきましたよね。

町長は6月議会で96条を変えると言われましたけども、その根拠はどういうところですか。立憲主義を認めるならこれ整合性がないと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、96条の前にですね、少し立憲主義のところ少し齟齬（そご）があろうかと思えます。もう少し補足をさしていただければと思います。

まず立憲主義、憲法の性格そのものはですね、基本的人権の尊重のために国家権力に憲法として制限を加えるということが基本的な性格ではございますけれども。じゃあ立憲主義に立つと、主権に制限はかけられないのか。そういった問題がまた別のところに存在してございます。

例えば、憲法12条、13条の公共の福祉。あるいは18条の奴隷的拘束及び苦役の禁止。ここにある犯罪による処罰の場合を除く。それから、29条財産権。正当な補償の下に、公共のために用いることができる。あるいは26条、27条および30条の国民の義務規定。こういったものはある一定権利の制限ということになってございまして、特に立憲主義を用いている諸外国、この中にも、例えば兵役の義務を持っている国もありますし、うちが国民に課していない義務も規定されている、そういった憲法をお持ちの所もございまして。よって、立憲主義は100パーセント国家の権力を縛るもの、そういった基本的性格を持ちながらも、主権の制限もある限定された目的のために、限定された環境下で、限定された期間、かつ、その後に基本的人権の回復あるいは権利の回復、さまざまな権利の回復ができるという場合においては主権の制限をできるという趣旨で自分は解釈を

してございます。

よって96条の問題とも非常に関連しますけれども、まず96条。6月議会と重複しますけれども、あくまでもこれ発議要件でございまして、3分の2の国会議員、両院総議員の3分の2ということになってございまして、非常にハードルが高いと思っております。そして私たち国民が有する権利、この中には憲法改正の権利もございまして、実質的に行使ができない憲法改正の権利というのは、主権の制限に当たるのか当たらないのか。こういった議論がまず必要であろうかと思っております。

例えば、自分なりに考えてこれをどう解決したらいいのか、あるいは解釈的に論理的帰結をどこに求めるのか。そういったことを考えたときに、例えば発議要件を2分の1、そしてそのあと国民投票、日本国憲法改制手続きにかんする法律では、今は国民投票で過半数ということになってございますけれども。例えば先ほど議員がおっしゃられたように、その憲法も超越するような問題。例えば自然法的に与えられている権利。こういったものの条項については、例えば国民の3分の2で硬性を保つとかですね、あるいはそもその議論にいきますと、その硬性憲法としての性格を保有するために、例えば3分の2ではなくて5分の3では駄目なのか、7分の4では駄目なのか。こういった議論もあつてしかるべきだと、僕は思っております。

そして、この96条も改正していただきたい、いわゆる憲法改正員の立場に立ちますので、少し沿革になるかと思えますけれども。今の安倍政権が行おうとしている憲法解釈変更。これ非常に危機感を自分も持っております。よって、逆に憲法に明示することでその解釈の変更に抑制をかけると、こういったことも可能であると。これも憲法学者の論説でございまして、私もまったくそのとおりでであろうかと思っております。特に、先ほど申していただきました99条に国民の規定がないということは、これは憲法学者の中にも諸説ございまして、そもそも憲法制定の主体者である国民がこの憲法を守ることはもう当然であると。明文化する必要がないと。そういったような論説があるわけございまして、憲法解釈には非常な諸説がございまして。

よって、非常に偏った解釈をしてるかも分かりませんが、冒頭申し上げましたように、自分の憲法観からはそういった解釈をしております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

これはですね、解釈の違いをやったらもう、らちは明きません。

立憲主義っていうのは、今町長がいろいろな条項を出して言われましたけど。基本的なことはですね、立憲主義っていうのは、憲法は権力を縛るもんにあると。いろいろな条項を出して例外があるっていうんじゃないくて、憲法の性格そのものはですね、権力者を縛るためにある。その中に徴兵制を認めているとかいろいろあるんですよ。それとは関係ないことです。権力者を縛るためにあるのが憲法。それが立憲主義。まあこれを認めないというんでしたら、もうこれは話がかみ合いませんので仕方がないんですけども。

立憲主義というのは今々できたもんじゃなくてですね、18世紀ぐらいでしたかね。アメリカの独立宣言とか、それからフランスの人権宣言とか、そういうところから生まれてきたもので、権力者っていうのは自分たちのいいように、どんどん権力は暴走します。それを縛るために憲法を作ると。その中にいろいろな条項は含まれるけども、基本的な根本はそういうところにある。解釈がいろいろあるとかいうもんじゃない。これが立憲主義なんです。町長から言わせれば、いや違うんだと、そういう解釈になるかもしれませんけども。

明治憲法を制定するに当たってですね、伊藤博文ですね、彼もこのように言ってるんです。憲法を設ける趣旨は、第一に君権。君権というのは君主の権力ですね。君権を制限し、第二に臣民の権利を保全すること。臣民というのは国民のことですね。権利を保全すること。臣民の権利を列記せず責任を記載するのであれば、憲

法を設ける必要はない。これが根本的な考え方。立憲主義にもいろいろありますよ。いろいろあるっていうのは、その国々の憲法が、徴兵制を、先ほど言いました科してるところもありますけど、権力を縛る、その点ではそれが立憲主義です。その名前がですね。

それで、96条改正については立憲主義を認めれば、なかなか整合性が取れませんので、町長から今ありましたけど。96条、立憲主義そのものを解釈が違ふところでもう話がずれてきますが。権力を縛るのが憲法であればハードルを高くしないとイケない。それは、またこれが常識的なことですね。そのために96条があるんですが。この96条を変えてハードルを下げるということは、自分たち権力が憲法を変えやすいように、国民じゃないですよ。権力者が憲法を変えやすいようにルールを変更する。それは憲法学者が言っているのは、スポーツでいうたら、自分たちが勝てないからルールを変更して勝てるようにすると。そういうふうなことも言われています。96条っていうのは単なる手続きじゃなくて、憲法の根本的なことにかかわりますので、そういう問題を持っています。いろんな理由付けを町長されましたけども、96条っていうのはそういう性質を持って、国民が変える権利があるとかないとかじゃなくて、憲法を縛るわけですから、ハードルを高くしないと意味がないわけですよ。

じゃあ、よその国もどうかということではですね、ほとんどの先進国でも当然憲法を変えるハードルは高くしてあります。アメリカでは、上院下院それぞれ3分の2以上の賛成の後に、全米50州のうち4分の3以上の承認が必要です。またドイツでも、戦後60回近い改正をしていますが、上下両院の3分の2の賛成を必要としています。このように先進国では、憲法を憲法たるゆえんとして、ハードルを高くしています。その理由は何度も言いましたが、言う必要はないと思います。

それでですね、町長としては96条を変えることに賛成だと。そういうことを言われました。私はハードルを低くする、そういうルールを変える、そういうことをするんじゃないで、もし憲法を変えたければ、変えたい条項があるんだったらですね、国民にまずね、納得させるように十分に話し合いをする。メリット、デメリットも出して情報を十分に公開する。そして、国会議員の中でも野党与党を問わずですね、十分に理論を尽くす。そうしてみんなの納得の下、合意の下に変えてこそ、憲法が憲法たる内容だと思うんです。そういうふうにしなくてルール変更するということは、これはね立憲主義に反する。

これが私の考えですけど、町長は違いますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

重複致しますけれども、立憲主義によって守られている基本的人権。これは現在も守られなければなりませんし、今後も守り続けていかなければならないということでございます。そして、今はこの憲法で守られているけれども、もしも、例えば急迫不正の事態が起こったら、あるいはマルチハザードが起こったら、そういったときに現行憲法の主権の制限なくして、例えば将来的にわたって基本的人権の尊重が守られるのか。こういったことを考えますと、この現行憲法下でも十分主権の制限はできるというのは憲法学者の態勢でございます。自分もまさに、その説に立ちます。立憲主義というのはそういった幅も持っているということでございます。しかしながら、立憲主義の言葉だけを取るとですね、制度運用を除いて言葉だけを取ると、議員がおっしゃられるように国家権力に制限を加えるということになってございます。それがまず第一でございます。

それから96条もですね、自分なりにはごく自然な論理であると自分では思っておりますけれども。例えば硬性憲法としての性格を保有するのであればですね、先ほど申し上げましたように、例えば5分の3じゃ駄目なのか、7分の4じゃ駄目なのか。こういった議論もあってしかるべきではなかろうかと思っております。

そしてもう1つは、硬性憲法の最大の利点は、時の権力者、これが恣意（しい）的な変更を行うことを防止する。つまり国家権力に制限を加える。これが最大の利点でございます。しかしながら、残念なことに不利な点もございます。それは環境の変化によってですね、対応しなければならぬ事態が新たに出てきた。そういったものに対しての憲法改正の難しさ。例えば、今よく言われる環境権でありますとか、そういったものを今度付与するときで非常に難しいと、こういったこともございます。

そういったこと総合的に勘案しますと、占領下で作られたとはいえ、もう70年の近く年月がたちました。そしてもう1つ、改正に当たって自分が強く思うのは、非常に分かりにくいです、憲法が。これは国民が制定の主体者でありますので、国民が理解できる条文になってないと僕は憲法としての機能は有してないと。有してないとまでは言いませんけれども、もう少し分かりやすくあるべきだと、そのように思っております。分かりにくいのがゆえに、解釈変更を上部の方でやられる。これが僕は一番危機的な状況であると思っております。以下のような状況から96条の改正も十分あり得ると。さらに、3分の2の発議要件はもう少し低下させてもいいのではないかというような意見でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

いくらやってもですね、なかなかかみ合うことはもちろんないです。憲法に不利な点があるからというふうなこと言われました。それから、変えていかなきゃならない条項が出てくると。もちろんそうだと思います。時代が流れていけばですね。だからそのときにですね、権力者が自分のいいように変えないように、国民の中に、または国会議員の中で十分に納得をし、力を尽くしですね、そういう納得を得た上で変えていかないと、今の環境の問題とかいろいろあると思います。そういうこともですね、また条文が難しいとかいうこともあります。それだけでなく、結局憲法を変えたらそれを突破口にしていろんなことが変えられるんじゃないかと、そういう心配も出てきたりしますので、いろいろと議論を尽くしていく。そのためにはハードルを高くなくてはいけません。それが96条ですね。でもここはハードルは高くないと、町長が言われるのであれば、もうそれはそれまでですが。憲法を変えなければハードルを下げないで、そのハードルに見合うようにする。それが憲法本来の性質であって、立憲主義っていうのも、それは言葉だけの問題じゃなくて、本来持っているものですので、ここでいくら言っても話が進みませんから、これで終わりますね。

それで次に移りますけど。集団的自衛権。これどういうて書いてますかね。9条、集団的自衛権などの平和問題について。まあこれもですね、町長とはなかなかかみ合いませんでしょう。多分ね。

集団的自衛権というのは、自国、日本が攻撃された場合の行使は、個別的自衛権です。他国が攻撃された場合に行使するのが集団的自衛権です。日本が攻撃されたわけでもないのに、他国の起こす戦争への参加を合法化するものです。集団的自衛権は、日本の防衛とは無関係です。戦争を望まず平和な世の中を求めるのは、人類共通の願いです。

シリアの内戦、今問題になってますけども、アメリカがですね化学兵器を使ってるからという理由で、戦争を仕掛ける。そう言っていました。幸い、現段階では武力行使は避けられています。アメリカっていう国は本当に戦争が好きですね。ほんの12、3年前までは、大量破壊兵器があるといってイラクに戦争を仕掛けました。でも、大量破壊兵器はありませんでした。つまり、戦争するために、相手国を武力攻撃するために、うその口実を作って、10万人以上ともいわれる一般住民が犠牲になり命を失いました。そして今でも、イラクは安定した平和な国とは言えません。アメリカ人も多くの命を失っているのに、今度はシリアに武力攻撃を仕掛けようとアメリカは言っておりました。まだ完全に武力攻撃を止めるとは言っていないんですね。これにはアメリカ国

内でも大勢の反対世論があり、国連決議もありませんので、世界の同盟国でさえ反対があつて、足並みもそろいませんでした。日本政府は、イラク攻撃のときもそうでしたけど、いつもアメリカにしっぽを振ってすぐ賛成して、私は情けない話だなと思っております。

この集団的自衛権というのは、シリア情勢とも深く関係した話です。もしですね、日本が集団的自衛権の行使を行う国であったとして、シリアにアメリカが武力攻撃を行ったら、他国の人を殺しに日本人は出掛けることになったでしょう。でも今は集団的自衛権の行使は認められておりません。憲法で禁止されております。憲法9条です。もし集団的自衛権の行使を認めれば、日本の場合は、今はシリアですけども、同盟国であるアメリカによる海外での武力行使をね一緒に行うようになります。

町長は6月議会で明神議員への答弁です。戦争ができる国にしては絶対いけない。絶対ならない。しかし9条2項は変える必要がある。集団的自衛権は行使すべきとの答弁でした。集団的自衛権の行使を認める。認めるということは、戦争ができる国にすることそのものだと思うんですが、相反することだと思うんですけども。戦争ができる国にしては絶対ならない。しかし集団的自衛権行使は認める。これ、どちらが町長の本音です。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、集団的自衛権のお話、答弁をさせていただきます。

9条とも密接に関連致しますし、そもそものスタンスですね。これが大変重要かと思えます。6月議会で申し上げましたように、戦争状態に陥ってはならない。戦争状態を回避しなければならない。今で言うと平和状態を維持しなければならないと、こういったことに尽きると思っております。そこは目的は一緒だと思います。しかしながら、その平和状態を維持するために、あるいは戦争状態を回避するために、大きく分けて2つのスタンスがございます。

1つはリアリズムパラダイム。多くの諸外国が取っている体制でございます。これもいわゆる語弊を恐れずにぶっちゃけ言いますと、抑止力の効果ですね。これがリアリズムパラダイム。

そしてもう1つ、ウィルソニアン・パラダイムという考え方がございます。これはウィルソンさんが提唱された考えですけども。たとえば2国間であったり、多国間であったり、こういった所がさまざまな条約締結をやっていくと。そういったことによって経済活動の交流を生み、そこで物や人が動く。よって、2国間、あるいは多国間の関係が密になり、これをもって戦争の抑止力とすると。こういったウィルソニアン・パラダイムという考え方もございます。

わが国の現行憲法の前分は、まさにこのウィルソニアン・パラダイムに立っているものだと自分は認識しておりますが、歴史学者の多くはですね、人類の歴史上でこのユートピア主義が機能した時代はないとまで言われております。しかしながら、掲げる理想としてはあつてしかるべきでございまして、自分が一番思うのはですね、そうでない場合はどうなのかという危機管理でございまして。例えば、憲法前文を引用させていただきますと、人間相互の関係が崇高な理想に支配されていない場合はどうなのか。あるいは平和を愛好せず、硬性と審議に欠ける、諸国民とは言いませんけれども諸外国のある集団。例えば、今問題になっているテロ。国際的に違法だと認定されるテロ集団だったりとか。こういったものがわが国に対する侵攻してきた場合にどうするのか。こういった規定は一切わが国の憲法にはないと、こういうことになってございます。

それから、これが基本的なスタンスでございまして、集団的自衛権について答弁させていただきます。

集団的自衛権の政府解釈自体がですね、世界の解釈よりもかなりハードルが高いものになってございます。

例えば NATO とかはですね、締結国に攻撃があると、それはもうわが国に対する攻撃と認めるというようなことになってございますが。わが国の政府解釈、これ 81 年の法政局の長官の答弁が基本になっていると思うんですけども、諸外国の締結国にない文言が入ってまして。いわゆるわが国が攻撃されていないにもかかわらずという、一段ハードルを上げているわけですね。よって、他国の集団的自衛権の解釈よりもわが国の集団的自衛権の解釈はちょっとハードルが高いと。しかしながら、これを考えるとさらに危機感を持つのは、他国よりも高いハードルを設けているにもかかわらず、解釈変更でこれを運用しようとしている。

ただ、少し自分も勉強不足ですけども、例えばシリアのお話をいただきました。今一番問題になっている 4 類型。これのうちの、例えば航海上の艦船の反撃であるとか、あるいは弾道ミサイルとか、これは当てはまらないと思います。残りの 2 つですね、PKO のときの駆けつけ警護。それから後方支援。これは武力と一体化するのかなのかという判断でございまして、この 2 つが 4 類型の中でシリアに当てはまる分野ではないかと思います。ここについてはもう少し集団的自衛権の解釈をですね、国の方で詰める必要もこれまでにあったと思います。

ただし、もう集団的自衛権の解釈はもう政府がずっと 81 年来、35 年近くですか。ずっと同じ解釈できているので、これも既に既成事実といいますか、この解釈で国民合意が図られていると自分は思っています。よって時の為政者がその国民合意である解釈を、解釈変更によって運用すると。これはもう自分はあるていどはならないことだと思っておりますので、集団的自衛権は先ほど申し上げましたように、自分は積極的に平和、憲法の言葉を借りますと、不断の努力によって平和状態を維持しなければならないと考えてございまして、そういった状況にあるならば、集団的自衛権の行使も最小限ではありますけれども必要であろうと。ただし、それは解釈変更による運用ではなくて、あくまでも憲法改正によるものだけということでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

集団的自衛権というのはですね、町長と解釈少し違いましたね。集団的自衛権というのは、他国へ攻めていく口実ですよ。

町長は国連 51 条を出すのかなと思っておりましたけど、国連 51 条で集団的自衛権が出されましたね。それをアメリカが提唱して、それからソ連なんか賛成してできたんですけど。この集団的自衛権があるがゆえにですね、その後の歴史っていうのは集団的自衛権を口実にして侵略戦争がいろいろありました。ソ連が攻めたのは、プラハの春と言われましたけど、ハンガリーですね。それからアフガニスタンにも行きました。アメリカは有名なベトナム戦争があるし、最近ではイラク戦争、それから今もアフガニスタン攻めています。これは全部、集団的自衛権を口実にしています。

集団的自衛権の、町長はいろいろ言われましたけども、他国へ攻めていく一つの口実です。一つじゃなくて口実です。それに使われているのが歴史的な事実としてあります。だからそれを認めるべきではないというのは、日本は他国よりハードルが高いと、町長言われましたが、当たり前ですよ。日本は憲法 9 条というものがあって、戦争はしないと。放棄すると。武力を持つてはいけないと言われてるわけですから、ハードル高く当たり前なんです。そのために憲法 9 条があるわけですから。ですから集団的自衛権というのは、個別自衛権とは違いますので。

それで集団的自衛権をどうなんですかと。戦争をする国にはいけないと町長は言ってるんですけども、集団的自衛権を行使するっていうことは戦争をすることになるんですけど、言葉が違うんじゃないですかって言うときに大変分りにくい答弁でしたが、もう一度そのへんはどうなんですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

憲法問題のですね、ゼロか100かの議論というのはですねちょっと危険な感じが致します。よってですね、幅を持つてるものでもある、それが僕の憲法解釈でございます。

集団的自衛権もですね、それと全く同様でございます、例えば先ほど申し上げました国家としての安全補助危機管理。こういったときに、集団的自衛権の必要最小限の行使によって戦争状態を回避できると。こういったケースも当然想定されるわけですから、そこはしっかりとした安全保障の法律でその提携を縛ればいいわけで。そうでない場合にどうなのか。この体制はわが国にないということでございます。現実的に。

自分の論理から言いますと、平和主義を掲げてしっかりとした平和状態を理想を掲げて不断の努力によって獲得していく、これがまず第一。しかしながら、急迫不正の事態。これは他国よっての急迫不正の事態。これが起こった場合にはどうするのか。そしてその際に、いかようにして戦争を回避をするのか。しかしながら残念なことに、こちら側からではなくて向こうから宣戦布告、最後通牒（つうちょう）、こういったものによって戦争状態に陥った。そうなる、最小限度の被害を抑えるためにはどうするのか。国家としてはこのぐらいのこの危機管理といいますか安全保障あってしかるべきだと、僕は思っております。

その安全保障とちょっと違うかも分かりませんが、2011年の原子力発電事故なんかはまさにマルチハザードの分野でございます、国家の存立すら脅かすようなものでございました。あのときにいかなる対応ができたのか、あるいは何でアメリカの軍隊を受け入れることができなかったのか。こういったこともですね、しっかりと反省しながら、歴史から学び、現実的に平和状態を維持確保していくためにはいかなる法整備が必要なのか、憲法が必要なのか。こういったことを自分たちの世代もしっかりと考えていかなければならないことだと思っております、全然、自分ではですね矛盾しているとは思ってございませんけれども、冒頭申し上げましたように、偏った事例の中から解釈をさしていただいたり、あるいは事実誤認もあろうかと思えます。そのへんはですね、またさらに勉強させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

町長が分かって、集団的自衛権というのはどういうものなのかを分かって言っているのか分かってないのか、ちょっと私も理解しかねますけども。

テロの問題だとかですね、相手が攻めてきたときとか、そのためには集団的自衛権に発するものじゃないでしょう。個別的自衛権で、日本は有事ですから、有事のときは個別的自衛権で対処するものですね。集団的自衛権というのはそうじゃなくて、同盟国がですね、他国で戦争をしていると。そういうときに行くもんですね。海外に出ていくものです。そのへんはちょっと勘違いしてるのか、分かって言っているのか分かってないのか、ちょっと私が理解しづらいですけども。

それで、戦争をできる国、絶対してはいけないというんだったら、今町長が言われたようなことね、原発の問題でもテロの問題でも言われましたけど。それは個別的自衛権で十分対処できます。何も軍隊でよそへ攻めていく必要ないんですよ。だから集団的自衛権の行使っていうのは、憲法9条がある以上はやっちゃいけないということで歴代の政府もずっと認めてきましたし、町長が言われるように解釈憲法でやるものじゃない。もしやりたいんだったら、憲法を変えなきゃならないわけですね。安倍政権としては憲法を変えたいわけです。変えたいから96条のハードルを下げてまず9条を変えたいんだらと私は思うんですけども。そこまでいくと

ちょっと話が長くなりますので、それは外しますけどね。

それで集団的自衛権というのは先ほど何度も言いますが、憲法 100 とか 10 とかゼロとかそういう話じゃないんですよ。集団的自衛権というのは個別的自衛権と違いますので、日本の有事の際に使う必要はないです。それを私言っていて、そこへ町長が絶対戦争をしてはいけないんだという考えが違うんじゃないですかっていうのはそういうことなんです。まあでもこれを、いやいや、私はそうは思わないと。そういうふうに言われればですね、もういくら言っても話は進みませんので次に進みますけどね。

イラク戦争のときですね、日本はイラク戦争に自衛隊を派遣しました。しかし憲法 9 条があるからですね、戦闘地域への自衛隊派遣というのは、自衛隊は送らないと当時の小泉総理の国会答弁がありました。そして非戦闘地域ですね、戦闘地域じゃない非戦闘地域へ出向いた日本の自衛隊員は、憲法 9 条に守られて一人の犠牲者も出さずに、また一人の人間を殺すこともなく帰ってきました。これは憲法 9 条が歯止めとなっている現実です。これこそがですね、憲法 9 条の持つ大きな力であって、平和を守る力です。

これこそが本当の意味の抑止力ではないでしょうか。町長、そのように思いませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

繰り返し申しますが、その国家の危機管理体制としてですね、そうでない場合はどうなのかというところまで考える必要があろうかと思ってございます。

特にイラクに特措で派遣したときにですね、小泉総理の答弁がですね非常に印象深いものがございます。今の安倍総政権と似通った危機感を持つものでございます。あのときに、自衛隊が派遣される所は戦闘地域なのか非戦闘地域なのかという質問がございました。そのときに小泉総理の答弁は、自衛隊が行く所が非戦闘地域ですといったような答弁でした。これは詭弁（きべん）以外の何者でもない。そういった解釈によって特措が生まれ、そして自衛隊が派遣された。こういう事実は厳然たる事実でございます。こういったことを抑制するためにもしっかりと法整備が必要であらうということで、その法整備をするためには現法憲法の中に安全規保障の規定であるとか、あるいは国家の危機管理体制であるとか、こういったものがあってしかるべきだというのが、自分の考えでございます。これ繰り返しになりますが、とにかく時の為政者の解釈改憲でですね、さまざまな過度な幅を持った運用をされるというのはですね非常に危ない。すいません。ここは理論的に武装ができないんですけど、直感的に危ないと自分は思います。普通の感情ではないかと思えます。

ちょっと余談になりますけれども、6 月議会で先の日米開戦に至ったプロセス、これについてもわが国はしっかりと総括をして、反省をしなければならぬというご発言をさせていただきました。日米開戦、昭和 16 年 12 月 8 日。その前年、昭和 15 年の 8 月 16 日、そのとき第二次近衛内閣で一つの閣議決定がございました。内閣の中に総戦力研究所を置く。それ実際的に 16 年の 4 月 1 日から稼働したわけですけども。そこにどのようなメンバーが集められたのか。それは各省庁のエリートであり、民間企業であり、日銀であり、そして軍部からも集められました。おおむね 10 年ぐらいの社会経験を積んだ者、平均年齢は 32 から 33 歳。こういった全国から集めたエリートが、日米開戦をやったらどうなるのかっていうシミュレーションを約 3 カ月かけて行いました。16 年の 8 月に得た結論は、日米開戦をすれば日本必敗である。これは数字からしっかりと基づいた積算された結論でございまして、その結論を内閣は重々承知をしておりました。しかしながらそれが都合のいい数字に置き換えられ、あるいは帝国憲法下であった軍部大臣現役武官制の弊害もあり、何も考えずには申しませんが、空気に流されてあの開戦に至ったと。こういったプロセスもですね、どこかで法的な整備があって抑止力がかかっていたら防げたのではないかと、非常に今思い出しても悔しい思いが致します。

こういったことを反省すると、戦争ができる国にするために安全保障規定を設けるのではなくて、むしろその戦争抑止のための安全保障の規定も必要であろうと、自分はそのように考えるところでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

その安全保障のための抑止力、それがですね私は憲法9条でしょうと言っているんですけど。ここはもう意見が違いますので、いくら言っても駄目だと思います。憲法9条こそがですね、そういう抑止力になっていて、実際イラクでのね、一人も殺すこともないし殺されることもない、そういう実際としてありました。現実にもありました。でもここはもう違いますから、いくら言っても仕方がないことです。

最後にですね、1つ聞きますけど。基本的人権は絶対守らなきゃならないということで町長も先ほど、立憲主義の立場からそのように言うておりましたけど。基本的人権というのは今も守らなきゃならないという立場は変わらないと思うんですが。自民党が憲法草案を出しまして、基本的人権は永久にこれを守ると、放棄してはいけなとありますけど。それをですね、97条っていうのをすっぱり、自民党の憲法草案では外してますよね。ていうことは、基本的人権は認めないというのが自民党の今の草案じゃないかと思うんですが。そこで町長と考えが違っておられますよね。

町長は、じゃあ自民党の憲法草案というのは認めてないと。基本的人権は絶対守らなきゃならないと。そういう立場で解釈してよろしいですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

大変申し訳ございません。自民党が出された改正草案について、ちょっと熟読できてございませんで。97条がすっかり抜けているというのも今初めて知りました。改めて勉強させていただければと思います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

勉強してるしてないは本当に私たちも抜けてるとこいっぱいありますが、そうじゃなくてですね、実際抜けてるんですよ。じゃあ自民党の憲法草案を認めるかどうかというのは別にするということだと思っております。

97条、今の憲法にありますね。それは私は絶対、これは守らなきゃならない。これもですよ。思いますが、町長はその点はどうですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

すいません、勉強不足丸出しで。97条の条文がですね、今ふっと思い浮かんできませんので、ちょっとカンニングしてもよろしいですか。

失礼致しました。

冒頭申し上げたですね、憲法そのものよりもですね、さらに上位に位置する自然法というのがあると。これは概念的なものですけれども。そこで、そもそも保障されているのがこの基本的人権であったり、個人の尊厳であったりするわけで。基本的人権を守らないなんていう憲法の姿というのは、ちょっと自分にはイメージができません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

はい、分かりました。

まだまだ憲法論議っていうのは、本当はもうこういう所でやってもですね、なかなか解決もちろんするものじゃないです。でも本当は大事なことだと、私は思ってます。自分もこれからもっともっと勉強しなきゃなりませんし、憲法を擁護する義務が、特別公務員ですから。そして皆さんにも公務員ですから、憲法を擁護する、尊重する義務があるわけですね。そういう意味では本当、大事なことだと思います。

そして、私たちの暮らしは憲法によって守られています。だから私はこの憲法を守り、生かしていく、そういう方向になくちゃいけないなと思ってまして、その97条っていうのは本当に大切なところでですね、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利と、そういうふうに97条に出てます。町長もその点では違いはないと思います。私たちが生きていくために、基本的人権が無視されていったら、本当に戦前ですね、人権のない自分たちの自由や権利がない、そういう世の中になっていったときに、実は戦争に進んでいった。そういう怖さの反省の下にですね、今の憲法があると思ってます。

また、今後もこういう機会がありましたら、ぜひ勉強させていただきたいし、町長ともまた議論させていただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時 35分